

官報

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔政 令〕

○マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令(一九)

〔省 令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働二〇)

〔その他告示〕

○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所を設置した件(厚生労働六一)

○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所を廃止した件(同六三)

○食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件(同六四)

○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の休止を許可した件(同六五)

○保安林の指定をする件(農林水産二七九、二八六)

○海上における射撃訓練を実施する件(防衛五九、六二)

○都市計画に関する件(関東地方整備局五六、五七)

○都市計画に関する件(中部地方整備局一五、一七)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

(国土交通省)

登録生存講習機関の登録に関する公示

登録消防講習機関の登録に関する公示(同)

近畿地方整備局公示(近畿地方整備局)

五 六 七 七 七 八 八 七 七 八 八 八 九 一〇

勞 働

最低賃金の改正決定に関する公示
(青森労働局最低賃金公示一)

日本国に帰化を許可する件
(法務省告示配三五)

〔公 告〕

諸事項

官庁

社会保険労務士懲戒処分関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

本号で公布された 法令のあらまし

◇マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令(政令第十九号)(法務省)

1 題名の改正

題名を「マンションの再生等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令」に改める。(題名関係)

2 各事業を施行又は実施する者による地位登記

マンション再生事業を施行する者、マンション等売却事業を実施する者又はマンション除却事業を実施する者は、それぞれマンション再生事業の施行、マンション等売却事業の実施又はマンション除却事業の実施のため必要があるときは、不動産の表題登記等を所有者等に代わって申請することができるものとする。(第二条関係)

3 マンション再生事業に関する登記

(1) 権利変換手続開始の登記を申請する場合には、都道府県知事からマンション再生事業を施行する組合の設立等が認可された旨の公告があったことを証する情報を申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。(第四条第一項関係)

(2) マンション更新事業を施行する者は、権利変換期日後の土地に関する権利についての登記の申請と同時に、区分建物に関する敷地権の登記がある更新前マンションについて、敷地権の消滅を原因とする建物の表題部の変更の登記を申請しなければならないものとする。(第五条第四項関係)

(3) マンション更新事業を施行する者は、更新前マンションが滅失したときは、遅滞なく、その滅失の登記を申請しなければならないが、その場合には、権利変換計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。(第六条関係)

政 令

マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年三月四日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第十九号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行に伴い、並びにマンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九十三条、第五百七条及び第六十三條の四十九の規定に基き、この政令を制定する。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令（平成十四年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

マンションの再生等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令

第一条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、「第五百七条」の下に「第六十三條の四十九」を加える。

第二条中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第十号」に、「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に、「同項第九号」を「法

第四条第二項第六号」に改め、「実施する者」の下に「マンション除却事業（法第二条第一項第二十五号に規定するマンション除却事業をいう。以下同じ。）を実施する者」を加え、「同項第十二号」を「同項第二十八号」に、「施行又は」を「施行」に、「若しくは敷地分割事業」を「の実施、マンション除却事業の実施又は敷地分割事業」に改める。

第四条第一項中「同項各号に掲げる」を「同項に規定する」に改める。
第五条第四項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に、「第二条第一項第六号」を「第七条第二号」に改める。

第六条の見出し中「施行マンション」を「再生前マンション」に改め、同条第一項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に改める。

第七条の見出し中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 マンション更新事業（法第二条第一項第七号に規定するマンション更新事業をいう。）を施行する者は、法第八十二条第一項の登記の申請と同時に、更新前マンション（法第二条第一項第十二号に規定する更新前マンションをいう。）について、建物の表題部の登記の抹消の申請をしなければならない。

第九條第一項中「法第二百二十三條第一項の」を「同項に規定する」に改める。

証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。（第十三条関係）
(3) マンション除却事業を実施する者は、除却マンションが滅失したときは、遅滞なく、その滅失の登記を申請しなければならない。その場合には、補償金支払計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。（第十四条関係）

その他
その他所要の改正を行う。

7 施行期日
この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

6 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二十号）（環境省）

5 旧公益信託法の規定から新公益信託法の規定への改正

(1) 国際協力排出削減量の信託の記録手続について、旧公益信託法の規定を新公益信託法の規定に改める。（第十一条関係）

(2) 受託者の変更について、旧公益信託法の規定を削り、新公益信託法の受託者の任務終了事由の追加に伴う規定の整備を行う。（第十六条関係）

(3) 囑託による信託の記録の変更について、公益信託法の全部改正により廃止された主務官庁制の規定を削る。（第十八条及び第十九条関係）

2 施行期日等
(1) この政令は、新公益信託法の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）
(2) その他所要の改正を行う。

- (4) マンション更新事業を施行する者は、マンション更新事業の施行によりマンションの新がされた後のマンションに関する権利についての登記の申請と同時に、更新前マンションについて、建物の表題部の登記の抹消の申請をしなければならないものとする。（第七条第四項関係）
- 4 マンション等売却事業に関する登記
 - (1) 分配金取得手続開始の登記を申請する場合には、都道府県知事からマンション除却敷地売却事業を実施する組合の設立等が認可された旨の公告があったことを証する情報を申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。（第九条第一項関係）
 - (2) 除却敷地売却マンション及びその敷地について二以上の登記の登記事項を申請情報内容とする場合の順序を定める。（第十条第三項関係）
 - (3) 売却敷地について二以上の登記の登記事項を申請情報内容とする場合の順序を定める。（第十条第四項関係）
 - (4) マンション除却敷地売却事業を実施する者は、除却敷地売却マンションが滅失したときは、遅滞なく、その滅失の登記を申請しなければならない。その場合には、分配金取得計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。（第十一条関係）
- 5 マンション除却事業に関する登記
 - (1) 補償金支払手続開始の登記又は補償金支払手続開始の登記の抹消を申請する場合には、都道府県知事からマンション除却組合の設立が認可され、又はその認可が取り消された旨の公告があったことを証する情報を申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。（第十二条関係）
 - (2) 権利消滅期日後に行う除却マンションに関する権利についての登記の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、一の申請情報によつてしなければならない。その場合には、マンションの再生等の円滑化に関する法律第六十三條の四十三第一項の規定により登記の申請をする旨を申請情報内容とし、かつ、補償金支払計画及びその認可を

第十條第二項中「において」の下に「売却マンション（法第二條第一項第二十一号に規定する売却マンションをいう。）及びその敷地について」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の場合において、売却敷地売却マンション（法第二條第一項第二十二号に規定する売却敷地売却マンションをいう。）次条第一項において同じ。及びその敷地について二以上の登記の登記事項を申請情報の内容とするには、次に掲げる順序に従って登記事項に順序を付するものとする。

- 一 建物の表題部の変更の登記の申請
 - 二 所有権の移転の登記の申請
 - 三 地上権又は賃借権の移転の登記の申請
 - 四 所有権以外の権利の登記の抹消の申請
- 4 第一項の場合において、売却敷地（法第二條第一項第二十三号に規定する売却敷地をいう。）について二以上の登記の登記事項を申請情報の内容とするには、次に掲げる順序に従って登記事項に順序を付するものとする。

- 一 所有権の移転の登記の申請
 - 二 地上権又は賃借権の移転の登記の申請
 - 三 所有権以外の権利の登記の抹消の申請
 - 四 第十六条を第二十条とする。
- 第十五条第一項中「第十二條第一項」を「第十六條第一項」に改め、同条を第十九条とする。
- 第十四条中「第十二條第一項」を「第十八條第一項」に、「及び第十二條第二項」を「から第四項まで及び第十六條第二項」に改め、同条を第十八条とし、第十三条を第十七条とし、第十二条を第十六条とし、第十一条を第十五条とし、第十条の次に次の四條を加える。

（売却敷地売却マンションの滅失の登記の申請）

第十一條 マンション売却敷地売却事業（法第二條第一項第十九号に規定するマンション売却敷地売却事業をいう。）を実施する者は、売却敷地売却マンションが滅失したときは、遅滞なく、その滅失の登記を申請しなければならない。

2 前項の登記を申請する場合には、分配金取得計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（補償金支払手続開始の登記）

第十二條 法第六十三條の三十三第一項の規定による補償金支払手続開始の登記の申請をする場合には、法第六十三條の三十三第一項の公告があつたことを証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

2 法第六十三條の三十三第五項の規定による補償金支払開始の登記の抹消の申請をする場合には、法第六十三條の三十三第五項の公告があつたことを証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（権利消滅期日の登記の申請）

第十三條 法第六十三條の四十三第一項の規定によつてする登記の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、一の申請情報によつてしなければならない。

2 前項の登記の申請をする場合には、不動産登記令第三条各号に掲げる事項のほか、法第六十三條の四十三第一項の規定により登記の申請をする旨を申請情報の内容とし、かつ、補償金支払計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（売却マンションの滅失の登記の申請）

第十四條 マンション売却事業を実施する者は、売却マンション（法第二條第一項第二十六号に規定する売却マンションをいう。）が滅失したときは、遅滞なく、その滅失の登記を申請しなければならない。

2 前項の登記の申請をする場合には、補償金支払計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

附 則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

法務大臣 平口 洋
内閣総理大臣 高市 早苗

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年三月四日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二十号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号 第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十條」を「第十九條」に、「第二十一條・第二十二條」を「第二十條・第二十一條」に改める。

第十一條第二項第九号中「公益信託二関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号」に改める。

第十六條第二項中「第五十六條第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託二関スル法律第八條の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合において」を「第五十六條第一項（第五号及び第七号に係る部分を除くものとし、公益信託に関する法律第三十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が就任したとき」に改める。

第十八條を削る。

第十九條第二項を削り、同条を第十八條とする。

第二十條中「前三條」を「前二條」に改め、同条を第十九條とし、第五章中第二十一條を第二十條とし、第二十二條を第二十一條とする。

附 則

この政令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

経済産業大臣 赤澤 亮正
環境大臣 石原 宏高
内閣総理大臣 高市 早苗

省 令

○厚生労働省令第二十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月四日

厚生労働大臣 上野賢一郎

○厚生労働省告示第六十三号
 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次の事業所を廃止する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。
 令和八年三月四日
 厚生労働大臣 上野賢一郎

登録検査機関の名称	廃止する事業所の所在地	廃止する事業所の所在地	廃止の日
一般財団法人日本穀物検定協会	一般財団法人日本穀物検定協会中央研究所	千葉県市川市新井二丁目十七番三号	令和七年九月二十九日
一般財団法人日本穀物検定協会	一般財団法人日本穀物検定協会東京分析センター	東京都江東区塩浜一丁目二番一号	令和七年十月五日
一般財団法人食品環境検査協会	一般財団法人食品環境検査協会横浜事業所	神奈川県横浜市中区北仲通二丁目十五番地	令和七年十二月一日

○厚生労働省告示第六十四号
 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地について次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。
 令和八年三月四日
 厚生労働大臣 上野賢一郎

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
一般財団法人食品環境検査協会	廣瀬 裕	伊藤 一夫	令和七年六月十九日
公益社団法人日本食品衛生協会	三田 芳裕	鶴飼 良平	令和七年六月二十日
一般社団法人愛知県薬剤師会	川邊 祐子	岩月 進	令和七年六月二十二日

2 食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の主たる事務所の所在地の変更
 登録検査機関の名称
 変更後の事務所の所在地
 変更前の事務所の所在地
 変更の日
 株式会社LSIメディエンス
 東京都板橋区志村三丁目三十番一号
 東京都港区芝浦二丁目二番三号
 令和七年六月二十三日

○厚生労働省告示第六十五号
 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の休止を許可したので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。
 令和八年三月四日
 厚生労働大臣 上野賢一郎

登録検査機関の名称	休止する製品検査の業務	休止の期間
株式会社MIZUKEN	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査	令和七年十月十日から令和八年三月三十一日まで

○農林水産省告示第二百七十九号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月四日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 広島県廿日市市宮内字入野一〇七七〇の二
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字入野一〇七七〇の二（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月四日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 鹿児島県伊佐市大口篠原字志木山一八〇〇の二七、一八二四の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月四日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 群馬県甘楽郡下仁田町大字上小坂字下足倉七六四の一、七六六の一、七六六の二、甲七六七、七六七の二、甲七六八、乙七六八、大字下小坂字反替戸六二〇の一、六二二から六二七まで
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月四日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 山形県鶴岡市一霞字宮之前一の一、六の一、二、二八六の三、二八九の一、二八九の二、二八九の四、二九〇、二九一の一から二九一の三まで、字松之本九五の二、一〇一の一、一〇一の二、一〇二
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採は、定めがない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を山形県庁及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○関東地方整備局告示第五十六号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 令和八年三月四日 関東地方整備局長 橋本 雅道
- 一 施行者の名称 千葉県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成十三年関東地方整備局告示第二百四十号船橋都市計画道路事業三・四・二十二号西浦藤原町線、三・五・三十三号藤原町馬込町線及び市川都市計画道路事業三・三・九号柏井大町線
- 三 事業施行期間 自平成十三年六月一日至令和十六年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○関東地方整備局告示第五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 令和八年三月四日 関東地方整備局長 橋本 雅道
- 一 施行者の名称 埼玉県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 幸手都市計画道路事業三・五・六十一号国納橋通り線
- 三 事業施行期間 自令和八年三月四日至今令和十八年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字沼端、大字和戸字宿、宮代台一丁目及び和戸二丁目
使用の部分 埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字沼端、大字和戸字宿、宮代台一丁目及び和戸二丁目
地内

○中部地方整備局告示第十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 令和八年三月四日 中部地方整備局長 森本 輝
- 一 施行者の名称 愛知県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成十五年中部地方整備局告示第三号名古屋都市計画下水道事業日光川下流域下水道
- 三 事業施行期間 自平成十五年一月六日至今令和十四年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

○中部地方整備局告示第十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 令和八年三月四日 中部地方整備局長 森本 輝
- 一 施行者の名称 静岡県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十八年中部地方整備局告示第二十八号御殿場小山広域都市計画道路事業三・四・十一号新橋葉寅沢線
- 三 事業施行期間 自平成二十八年三月十五日至今令和十四年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○中部地方整備局告示第十七号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 令和八年三月四日 中部地方整備局長 森本 輝
- 一 施行者の名称 愛知県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成四年建設省告示第五百二十七号尾張都市計画下水道事業日光川上流域下水道
- 三 事業施行期間 自平成四年三月五日至今令和十三年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

国会事項

衆議院

議案提出

三月二日議員から提出した議案は次のとおりである。
政治資金規正法の一部を改正する法律案(落合貴之外四名提出)

質問書転送

三月二日次の質問主意書を内閣に転送した。
施政方針演説等における幾つかの点に関する質問主意書

辞令

(国際部渉外課渉外主幹) 衆議院参事 國廣恵理子

国際部渉外課長を命ずる(三月一日)

参議院

質問主意書提出

三月二日議員から次の質問主意書が提出された。
電話リレーサービスの利便性向上及び周知徹底

に関する質問主意書(石垣のりこ提出)(第四号)

質問主意書転送
三月二日次の質問主意書を内閣に転送した。
点字版選挙公報の遅延及び投票環境の不備に関する質問主意書(石垣のりこ提出)(第一号)

東京電力柏崎刈羽原子力発電所六号機の相次ぐ不具合と原子力規制委員会の不十分な審査体制及び老朽化した原発再稼働の是非に関する質問主意書(石垣のりこ提出)(第二号)
関東大震災直後の帝国議会における司法大臣答弁で言及された朝鮮人虐殺に関する質問主意書(石垣のりこ提出)(第三号)

人事異動

内閣

(岐阜地方裁判所判事兼岐阜家庭裁判所判事・岐阜簡易裁判所判事) 判事兼簡易裁判所判事 加島 滋人
(広島高等裁判所判事・広島簡易裁判所判事) 同 河田 泰常
(広島高等裁判所判事・岡山簡易裁判所判事) 同 井上 一成

願に依り本官並びに兼官を免ずる(各通)(二月二十八日)
内閣総理大臣秘書官に任命する 松井 正幸
内閣総理大臣秘書官 橘 高志
願に依り本官を免ずる

(東京簡易裁判所判事・東京地方裁判所判事補) 簡易裁判所判事兼簡易裁判所に任命する(以上三月二日) 海老澤圭子

内閣府

総務大臣 林 芳正
財務大臣 平口 洋
外務大臣 茂木 敏充
財務大臣 片山さつき
文部科学大臣 松本 洋平
厚生労働大臣 上野賢一郎
農林水産大臣 鈴木 憲和
経済産業大臣 赤澤 亮正
国土交通大臣 金子 恭之
環境大臣 石原 宏高
内閣府特命担当大臣 内閣官房長官 木原 稔
デジタル大臣 松本 尚
復興大臣 牧野 京夫
(牧野たかお)
内閣府特命担当大臣 城内 実
小野田紀美
同
同
中央防災会議委員に任命する(各通)
総務大臣 林 芳正
外務大臣 茂木 敏充
財務大臣 片山さつき
経済産業大臣 赤澤 亮正
国土交通大臣 金子 恭之
防衛大臣 小泉進次郎
国家公安委員会委員長 赤間 二郎
(あかま二郎)
国際平和協力本部員に任命する(各通)(以上二月十八日)
総務大臣 林 芳正
財務大臣 平口 洋
文部科学大臣 片山さつき
厚生労働大臣 松本 洋平
農林水産大臣 上野賢一郎
経済産業大臣 鈴木 憲和
国土交通大臣 赤澤 亮正
防衛大臣 小泉進次郎
内閣官房長官 木原 稔
赤間 二郎
(あかま二郎)
内閣府特命担当大臣 城内 実
小野田紀美
同
同
公害対策会議委員に任命する(各通)(二月二十六日)

総務大臣 林 芳正
財務大臣 平口 洋
外務大臣 茂木 敏充
内閣府特命担当大臣 片山さつき
文部科学大臣 松本 洋平
厚生労働大臣 上野賢一郎
農林水産大臣 鈴木 憲和
経済産業大臣 赤澤 亮正
国土交通大臣 金子 恭之
環境大臣 石原 宏高
内閣府特命担当大臣 防衛大臣 小泉進次郎
内閣官房長官 木原 稔
デジタル大臣 松本 尚
復興大臣 牧野 京夫
(牧野たかお)
国家公安委員会委員長 赤間 二郎
(あかま二郎)
内閣府特命担当大臣 城内 実
小野田紀美
同
同
高齡社会対策会議委員に任命する(各通)
総務大臣 林 芳正
財務大臣 平口 洋
文部科学大臣 松本 洋平
厚生労働大臣 上野賢一郎
農林水産大臣 鈴木 憲和
経済産業大臣 赤澤 亮正
防衛大臣 小泉進次郎
内閣府特命担当大臣 片山さつき
中央交通安全対策会議委員に任命する(各通)
復興大臣 牧野 京夫
(牧野たかお)
農林水産物・食品輸出本部員に任命する(以上二月二十七日)

叙位・叙勲

叙位
内田 一之 金子 勝一
金子平八郎 若穂圃正英
築地 昭二 樋谷吉四郎 水野 仁
正六位に叙する(各通)
浅見 節子 植木 正昭
落合 育朗 菅 良信
村松 弘 渡部 久雄
(各通)
正七位に叙する
正七位に叙する(以上一月二十六日)
(東京学芸大学名誉教授)
正四位に叙する
(国立大学法人職員)
従四位に叙する
従五位に叙する
岩下 保男 齋藤 清一
谷 文雄 鶴岡 稔男
正六位に叙する(各通)
安宅 弘昌 河村 廣治
久住 正也 高星 正義
宮崎 積善
(警視庁警部補)
従六位に叙する(各通)
江頭とも子
柴田 直孝
皆川 潔
正七位に叙する(各通)
八嶋 茂雄
吉澤 五郎
(千葉大学名誉教授)
(高岡短期大学名誉教授)
正四位に叙する(各通)
宮本 匡章
伊東 和男
従五位に叙する
五藤 修一
浜田 忠士
村田美佐雄
正六位に叙する(各通)
五十嵐光正
藤波 洋
齋藤 昇一
前田 善明
従六位に叙する(各通)
阿部 信夫
岩本 季忠
従七位に叙する(以上一月二十八日)
叙勲
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける(以上一月二十六日)
(東京学芸大学名誉教授)
瑞宝中綬章を授ける
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝中綬章を授ける
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝小綬章を授ける

皇室事項

官庁報告

御祝電
天皇皇后両陛下は、ブルネイ国王陛下の王孫御誕生につき、二月二十七日同国王陛下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、ブルガリアの国祭日につき、三月二日同国王陛下へ御祝電を発せられた。
官庁事項
登録生存講習機関の登録に関する公示
船員法(昭和22年法律第100号)第83条の2の規定に基づき、下記の者を登録生存講習機関として登録したので、同法第83条の15の規定により、公示する。
令和8年3月4日
国土交通大臣 金子 恭之
1. 登録年月日 令和8年2月10日
2. 登録番号 登録生存講習機関第12号
3. 登録生存講習機関の名称 新日本海フェリー株式会社
4. 住所 大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号
5. 代表者の氏名 代表取締役 入谷 泰生
6. 登録を行う講習の種類 生存講習
7. 登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地 新日本海フェリー株式会社
大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の2の規定に基づき、下記の者を登録生存講習機関として登録したので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和8年3月4日

国土交通大臣 金子 恭之

- 登録年月日
令和8年2月10日
- 登録番号
登録生存講習機関第13号
- 登録生存講習機関の名称
一般財団法人日本船舶職員養成協会
- 住所
神奈川県横浜市中区本牧ふ頭3番地
- 代表者の氏名
代表理事 谷山 将
- 登録を行う講習の種類
生存講習
- 登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地
一般財団法人日本船舶職員養成協会
神奈川県横浜市中区本牧ふ頭3番地

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の2の規定に基づき、下記の者を登録生存講習機関として登録したので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和8年3月4日

国土交通大臣 金子 恭之

- 登録年月日
令和8年2月10日
- 登録番号
登録生存講習機関第14号
- 登録生存講習機関の名称
独立行政法人海技教育機構
- 住所
神奈川県横浜市中区北中通5-57
横浜第二合同庁舎20階
- 代表者の氏名
理事長 田島 哲明
- 登録を行う講習の種類
生存講習
- 登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地
独立行政法人海技教育機構
兵庫県芦屋市西蔵町12-24

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の2の規定に基づき、下記の者を登録生存講習機関として登録したので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和8年3月4日

国土交通大臣 金子 恭之

- 登録年月日
令和8年2月10日
- 登録番号
登録生存講習機関第15号
- 登録生存講習機関の名称
J F E 物流株式会社
- 住所
東京等千代田区内幸町二丁目2番3号
- 代表者の氏名
代表取締役 古川 誠博
- 登録を行う講習の種類
生存講習
- 登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地
J F E 物流株式会社 内航海運部
広島県福山市鋼管町1番地

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の2の規定に基づき、下記の者を登録生存講習機関として登録したので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和8年3月4日

国土交通大臣 金子 恭之

- 登録年月日
令和8年2月12日
- 登録番号
登録生存講習機関第16号
- 登録生存講習機関の名称
一般財団法人尾道海技学院
- 住所
広島県尾道市栗原東二丁目18番43号
- 代表者の氏名
代表理事 宗重 好夫
- 登録を行う講習の種類
生存講習
- 登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地
一般財団法人尾道海技学院
広島県尾道市栗原東二丁目18番43号

登録消防講習機関の登録に関する公示

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消防講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和8年3月4日

国土交通大臣 金子 恭之

- 登録年月日
令和8年2月10日
- 登録番号
登録消防講習機関第13号
- 登録消防講習機関の名称
一般財団法人日本船舶職員養成協会
- 住所
神奈川県横浜市中区本牧ふ頭3番地
- 代表者の氏名
代表理事 谷山 将
- 登録を行う講習の種類
消防講習
- 登録消防講習事務を行う事務所の名称及び所在地
一般財団法人日本船舶職員養成協会
神奈川県横浜市中区本牧ふ頭3番地

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消防講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和8年3月4日

国土交通大臣 金子 恭之

- 登録年月日
令和8年2月10日
- 登録番号
登録消防講習機関第14号
- 登録消防講習機関の名称
独立行政法人海技教育機構
- 住所
神奈川県横浜市中区北中通5-57
横浜第二合同庁舎20階
- 代表者の氏名
理事長 田島 哲明
- 登録を行う講習の種類
消防講習
- 登録消防講習事務を行う事務所の名称及び所在地
独立行政法人海技教育機構海技大学校
兵庫県芦屋市西蔵町12-24

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消防講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和8年3月4日

国土交通大臣 金子 恭之

- 登録年月日
令和8年2月10日
- 登録番号
登録消防講習機関第15号
- 登録消防講習機関の名称
J F E 物流株式会社
- 住所
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
- 代表者の氏名
代表取締役 古川 誠博
- 登録を行う講習の種類
消防講習
- 登録消防講習事務を行う事務所の名称及び所在地
J F E 物流株式会社 内航海運部
広島県福山市鋼管町1番地

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消防講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和8年3月4日

国土交通大臣 金子 恭之

- 登録年月日
令和8年2月12日
- 登録番号
登録消防講習機関第16号
- 登録消防講習機関の名称
一般財団法人尾道海技学院
- 住所
広島県尾道市栗原東二丁目18番43号
- 代表者の氏名
代表理事 宗重 好夫
- 登録を行う講習の種類
消防講習
- 登録消防講習事務を行う事務所の名称及び所在地
一般財団法人尾道海技学院
広島県尾道市栗原東二丁目18番43号

住所 埼玉県草加市
 鍾景興 平成元年7月15日生
 住所 埼玉県春日部市
 李昕躍 平成23年9月22日生
 住所 埼玉県富士見市
 ヒロキ・ザモラ・ヘルナンデス 平成13年8月22日生
 住所 茨城県下妻市
 シャオリ・マヌエル・シカト 平成15年12月14日生
 住所 茨城県常総市
 商琳 昭和61年6月18日生
 住所 千葉県花見川区
 カルバナ・タバ 平成3年6月25日生
 住所 千葉县市川市
 ヘッティ・アラクチラゲ・ピユミ・カウシャルヤ 平成7年10月22日生
 住所 千葉市中央区
 金紗希 平成11年2月17日生
 住所 東京都多摩市
 劉安 昭和40年10月18日生
 劉暉 昭和45年4月15日生
 劉鹿茜 平成11年11月22日生
 劉東寧 平成17年1月28日生
 住所 静岡県駿河区
 ゲエン・リエン・タン・フェン 平成5年12月8日生
 住所 群馬県高崎市
 楊正 昭和63年2月22日生
 住所 群馬県富岡市
 スニル・バンダリ 平成4年11月9日生
 リバン・バンダリ 平成25年6月26日生
 リヤナ・バンダリ 令和4年10月17日生
 住所 札幌市白石区
 金東炫 平成7年8月31日生
 住所 茨城県守谷市
 安梨優 平成11年3月25日生
 住所 大阪府門真市
 ゴボラ・カリネ・チャン・ハンダ 平成3年2月4日生
 住所 大阪市西成区
 周鑫 昭和62年4月29日生
 住所 大阪市鶴見区
 姜美鈴 平成11年12月7日生
 住所 大阪市中央区
 齊鑫 平成2年8月6日生
 住所 大阪市東淀川区
 周琪 昭和53年3月10日生
 住所 大阪府大東市
 晏萌丹 平成18年4月20日生

住所 大阪市平野区
 王征康 平成6月1日生
 住所 大阪市都島区
 梁夢娜 昭和63年8月4日生
 住所 大阪市阿倍野区
 唐安娜 平成7年8月19日生
 住所 大阪府豊中市
 張晶美 平成6年3月28日生
 住所 大阪市東淀川区
 安勇史 昭和60年3月5日生
 住所 大阪市天王寺区
 崔赫炫 昭和60年2月22日生
 住所 大阪市平野区
 潘睿辰 平成26年3月8日生
 住所 大阪生野区
 許玉晶 昭和35年1月27日生
 住所 茨城県東茨城郡城里町
 金光男 昭和31年1月15日生
 住所 東京都江東区
 盛語真 平成27年10月18日生
 住所 横浜市中区
 金慶太 昭和58年3月26日生
 住所 川崎市川崎区
 白美奈 昭和58年5月9日生
 住所 千葉県白井市
 セサル・エンリケ・セクレン・アルメイダ 昭和60年12月20日生
 住所 千葉県白井市
 張程 昭和60年2月3日生
 住所 埼玉県吉川市
 グエン・タン・ミィ 平成13年7月28日生
 グエン・バン・ナム 平成16年5月1日生
 住所 埼玉県蕨市
 金蓮姬 昭和58年12月8日生
 王斌熙 平成22年9月4日生
 王佳熙 令和元年12月16日生
 住所 埼玉県本庄市
 韓秋月 昭和60年11月8日生
 住所 東京都新宿区
 全麻里 昭和60年1月14日生
 住所 福岡市早良区
 崔垂優 昭和58年4月26日生
 住所 長野県岡谷市
 呉成浩 昭和49年8月9日生
 住所 大阪生野区
 金晶子 昭和43年8月24日生
 住所 大阪生野区
 金礼子 昭和45年7月7日生
 住所 大阪府福島区
 丁榮範 平成8年9月1日生

住所 佐賀県鳥栖市
 チェット・パハドゥール・タバ・マガル 平成7年4月10日生
 リオト・タバ・マガル 令和4年6月15日生
 住所 鹿児島県霧島市
 ソーハ・アハメド・カーン 平成18年9月20日生
 住所 福岡市中央区
 ラリト・タバ 平成6年7月31日生
 住所 岐阜県大垣市
 単珊 平成元年6月3日生
 住所 千葉市緑区
 チャールロット・メイ・パウティスタ・マエハラ 平成元年11月18日生



記 事

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の2第1項及び第25条の3の規定に基づき、令和8年2月11日から9ヶ月の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の5の規定に基づき、公告する。
 令和8年3月4日

厚生労働大臣 上野賢一郎 記

社会保険労務士 川中 利明
 事務所の名称 川中社会保険労務士事務所
 事務所の所在地 広島県東広島市西条町寺家5281—80

社会保険労務士登録番号 第34830014号
 懲戒処分の対象となった行為 故意に、真正の事実に対して申請書等の作成を行ったこと及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったこと

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の2第1項及び第25条の3の規定に基づき、令和8年2月14日から1年の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の5の規定に基づき、公告する。
 令和8年3月4日

厚生労働大臣 上野賢一郎

記

社会保険労務士 三藤 慎也
 事務所の名称 S O G O社会保険労務士法人
 事務所の所在地 山口県山口市小郡下郷2193—2
 社会保険労務士登録番号 第44090009号
 懲戒処分の対象となった行為 故意に、真正の事実に対して申請書等の作成を行ったこと及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったこと

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第3153号

茨城県古河市下山町13番17号

申立人 渡辺美都江

本籍茨城県古河市下山町1005番地、最後の住所茨城県古河市下山町13番22号、死亡の場所茨城県古河市、死亡年月日令和5年6月16日、出生の場所茨城県古河市、出生年月日昭和31年7月24日、職業無職

被相続人 亡 渡辺 千洋

茨城県古河市西牛谷714番地1

相続財産清算人 司法書士 竹内 淳

催告期間満了日 令和8年9月24日

水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年（家）第80601号

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

申立人 さいたま市

本籍埼玉県さいたま市見沼区大和田町2丁目1571番地5、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区大和田町2丁目1649番地大東マンション26号、死亡の場所埼玉県さいたま市大宮区、死亡年月日令和6年5月9日、出生の場所埼玉県大宮市、出生年月日昭和32年10月24日、職業不明

被相続人 亡 川辺 達朗

事務所埼玉県川口市幸町3—12—3トレバント702 川口幸町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 野本 夏生

催告期間満了日 令和8年9月24日

さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第648号

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号
申立人 東松山市長 森田 光一
本籍埼玉県東松山市幸町12番、最後の住所埼玉県東松山市幸町12番21号、死亡の場所埼玉県東松山市、死亡年月日令和7年1月27日、出生の場所埼玉県比企郡嵐山町、出生年月日昭和53年6月25日、職業不明
被相続人 亡 川村 孝治
事務所埼玉県東松山市箭弓町2丁目13番6号
榎本ビル2階 山下法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大谷 賢市
催告期間満了日 令和8年9月30日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年(家)第854号

北海道苫小牧市ときわ町6丁目5番1号
申立人 小野千恵子
本籍北海道苫小牧市泉町1丁目1番地、最後の住所千葉県長生郡長柄町鴛谷637番地1日吉団地7棟5号、死亡の場所千葉県茂原市、死亡年月日令和6年5月31日、出生の場所北海道河東郡鹿追町、出生年月日昭和23年9月1日、職業無職
被相続人 亡 國井 剛
事務所千葉県市中央区中央3丁目5番7号千葉中央ハイツ603 石塚法律事務所
相続財産清算人 弁護士 石塚 英一
催告期間満了日 令和8年11月4日
千葉家庭裁判所一宮支部

令和7年(家)第1012号

東京都港区西新橋1丁目3番1号
申立人 三菱HCキャピタル債権回収株式会社
本籍千葉県長生郡長南町市野々1559番地2、最後の住所千葉県長生郡長南町市野々1213番地、死亡の場所千葉県長生郡長柄町、死亡年月日令和2年3月23日、出生の場所千葉県市原郡八幡町、出生年月日昭和21年9月23日、職業不詳
被相続人 亡 飯塚正二郎
事務所千葉県茂原市道表6-8オフィスK2階茂原総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 神定 大
催告期間満了日 令和8年11月4日
千葉家庭裁判所一宮支部

令和7年(家)第654号

千葉県南房総市富浦町青木28番地
申立人 南房総市長 石井 裕
本籍千葉県南房総市和田町和田419番地、最後の住所千葉県南房総市和田町和田419番地、死亡の場所千葉県南房総市、死亡年月日令和5年11月27日、出生の場所東京都中央区、出生年月日昭和22年4月9日、職業不明
被相続人 亡 粕谷美智子
千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンC棟3階MBP 三上・宮山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 宮山 雅光
催告期間満了日 令和8年10月13日
千葉家庭裁判所館山支部

令和7年(家)第30309号

千葉県船橋市湊町2丁目10番25号
申立人 船橋市
本籍千葉県船橋市丸山3丁目138番地10、最後の住所千葉県船橋市丸山4丁目35番4号、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日推定令和4年11月17日、出生の場所東京市向島区、出生年月日昭和12年8月17日、職業不詳
被相続人 亡 丸山 正
事務所千葉県船橋市本町1丁目26番2号船橋SFビル4階葛南総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 越川新太郎
催告期間満了日 令和8年10月13日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家)第71648号

東京都板橋区大山東町44番8号
申立人 東京都板橋都税事務所長
本籍東京都板橋区栄町26番地、最後の住所東京都板橋区東新町1丁目18番13-406号三田常盤台第四コーポ、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和4年3月14日、出生の場所東京府東京市板橋区、出生年月日昭和16年3月8日、職業不明
被相続人 亡 佐々木豊作
事務所東京都港区東新橋1丁目1番21号今朝ビル9階辻誠法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田村 香代
催告期間満了日 令和8年9月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第72933号

東京都江東区大島3丁目1番3号
申立人 東京都江東都税事務所長
本籍東京都江戸川区船堀1丁目1番、最後の住所東京都江東区大島3丁目1番37号西大島サンハイツ503、死亡の場所東京都江東区、死亡年月日令和5年10月21日頃、出生の場所東京都江戸川区、出生年月日昭和45年1月8日、職業不明
被相続人 亡 志賀 英樹
事務所東京都新宿区神楽坂5丁目8番地 恵比寿亭ビル402号室 宮村・井桁法律事務所
相続財産清算人 弁護士 宮村 啓太
催告期間満了日 令和8年9月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第73302号

東京都千代田区神田司町2丁目5番地カツハタビル4階
申立人 藤田 陽子
本籍東京都台東区東浅草1丁目3番地1、最後の住所東京都墨田区東向島3丁目6番2号エスケアリビング墨田、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日令和7年9月21日、出生の場所東京都台東区、出生年月日昭和24年12月30日、職業無職
被相続人 亡 森本 佳子
事務所東京都新宿区新宿2-8-1 新宿セブンビル201 加園法律事務所
相続財産清算人 弁護士 加園 多大
催告期間満了日 令和8年9月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第91090号

埼玉県所沢市大字日比田424番地の9
申立人 小池 譲
本籍東京都昭島市宮沢町1丁目14番、最後の住所東京都昭島市つつじが丘3丁目4番9-910号、死亡の場所東京都日野市、死亡年月日令和4年12月23日、出生の場所東京都西多摩郡五日市町、出生年月日昭和23年3月16日、職業パート
被相続人 亡 小池 和子
事務所東京都立川市曙町2丁目31番15号日住金立川ビル4階 西東京共同法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉田 衣里
催告期間満了日 令和8年9月24日
東京家庭裁判所立川支部

令和8年(家)第90077号

東京都羽村市羽東1丁目7番10号 東光ビル2階
申立人 岩城 俊彦
本籍東京都千代田区内神田3丁目8番地、最後の住所東京都福生市大字熊川1394番地1高齢者マンション サンシャインピラ102号室、死亡の場所東京都福生市、死亡年月日令和7年7月29日、出生の場所東京市神田区、出生年月日昭和5年1月29日、職業無職
被相続人 亡 内山 一光
事務所東京都武蔵野市御殿山1丁目2番2号グレイス御殿山4階 オオノ・キド法律事務所
相続財産清算人 弁護士 城戸 貴明
催告期間満了日 令和8年9月24日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第40938号

神奈川県横浜市南区浦舟町2丁目34番地
申立人 横浜市南区長 高澤 和義
本籍神奈川県横浜市南区三春台50番地、最後の住所神奈川県横浜市南区三春台50番地、死亡の場所神奈川県横浜市南区、死亡年月日推定令和5年7月11日から20日までの間、出生の場所神奈川県横浜市中区、出生年月日昭和49年12月10日、職業不明
被相続人 亡 香川 隆
事務所横浜市中区相生町1-18光南ビル4階-B号室
相続財産清算人 弁護士 石山 晃成
催告期間満了日 令和8年10月15日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第41069号

横浜市中区吉田町64番地1
申立人 クリオ横浜関内参番館管理組合
本籍東京都江戸川区東小岩3丁目2874番地、最後の住所横浜市中区吉田町64番地1クリオ横浜関内参番館1106号室、死亡の場所不詳、死亡年月日令和4年12月11日、出生の場所千葉県市川市、出生年月日昭和46年2月9日、職業不明
被相続人 亡 近藤 修一
事務所横浜市中区本町4-36朝日生命横浜本町ビル5階
相続財産清算人 弁護士 佐野 高王
催告期間満了日 令和8年10月15日
横浜家庭裁判所

令和8年(家)第40072号

神奈川県横浜市磯子区森6丁目38番5号
 申立人 新井 佐保
 本籍三重県志摩市大王町波切610番地2、最後の住所神奈川県横浜市泉区岡津町2901番地1グループホーム アカシヤの家、死亡の場所神奈川県横浜市泉区、死亡年月日令和7年11月30日、出生の場所三重県志摩郡波切町、出生年月日昭和19年11月23日、職業無職
 被相続人 亡 天白 彌生
 事務所横浜市南区南仲通3-35横浜エクセレントⅢ4階A2
 相続財産清算人 弁護士 櫻井みぎわ
 催告期間満了日 令和8年10月15日
 横浜家庭裁判所

令和7年(家)第50555号

富山県中新川郡立山町上末21番地3
 申立人 坂木 雪子
 本籍富山県中新川郡立山町三ツ塚新134番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所富山県中新川郡立山町、死亡年月日推定令和7年2月22日、出生の場所富山県中新川郡立山町、出生年月日昭和36年3月6日、職業団体職員
 被相続人 亡 塚田 雅浩
 富山市丸の内1-8-17 新丸の内ビルディング3階 和靨法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 藤井 輝明
 催告期間満了日 令和8年9月18日
 富山家庭裁判所

令和8年(家)第47号

富山県黒部市宇奈月町音澤333-1
 申立人 朝倉 孫次
 本籍富山県黒部市宇奈月町音澤312番地、最後の住所富山県魚津市天神野新889番地14、死亡の場所富山県魚津市、死亡年月日令和3年9月7日、出生の場所富山県下新川郡愛本村、出生年月日昭和21年8月17日、職業無職
 被相続人 亡 朝倉 孫盛
 富山市西田地方町2丁目12番1号 澤田法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 太田 悠史
 催告期間満了日 令和8年9月24日
 富山家庭裁判所魚津支部

令和8年(家)第5002号

大阪府吹田市千里山東4丁目28番6号
 申立人 山内 佳子

本籍福井県福井市新田塚2丁目7117番地、最後の住所福井市新田塚2丁目131番20号、死亡の場所福井県福井市、死亡年月日令和7年6月1日、出生の場所福井県勝山市、出生年月日昭和33年5月4日、職業不明
 被相続人 亡 小林 祐哉
 福井市春山2丁目1番6号
 相続財産清算人 円居愛一郎
 催告期間満了日 令和8年9月13日
 福井家庭裁判所

令和8年(家)第5008号

福井県大野市庄林第37号38番地
 申立人 土本 智
 本籍福井県大野市水落230号39番地、最後の住所福井県大野市要町1番25号、死亡の場所福井県大野市、死亡年月日令和6年7月11日、出生の場所福井県大野郡下庄村、出生年月日昭和19年8月26日、職業無職
 被相続人 亡 土本 紘子
 福井市宝永4丁目3番29号 金井法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 金井 亨
 催告期間満了日 令和8年9月15日
 福井家庭裁判所

令和8年(家)第40002号

長野県上伊那郡南箕輪村9267番地林第2ハイッ205号室
 申立人 奥原 謙幸
 本籍長野県木曾郡木曾町日義112番地1、最後の住所長野県木曾郡木曾町日義112番地3、死亡の場所長野県木曾郡木曾町、死亡年月日平成30年11月7日、出生の場所長野県塩尻市、出生年月日昭和47年9月27日、職業無職
 被相続人 亡 奥原 民子
 事務所長野県木曾郡木曾町福島4855番地8
 相続財産清算人 司法書士 奥原 秀孝
 催告期間満了日 令和8年9月13日
 長野家庭裁判所松本支部

令和8年(家)第7005号

名古屋市中区平針4丁目101番2
 申立人 ダイアパレス平針管理組合
 本籍名古屋市中区平針4丁目101番地2、最後の住所名古屋市中区平針4丁目101番地の2ダイアパレス平針705号、死亡の場所名古屋市中区、死亡年月日令和3年6月1日から10日までの間、出生の場所名古屋市中区、出生年月日昭和11年5月10日、職業不詳
 被相続人 亡 品田 英子

事務所愛知県日進市赤池1丁目3001番地 第25オーシャンプラザ5階 大野法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 林 優
 催告期間満了日 令和8年9月13日
 名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第853号

岐阜県恵那市岩村町997番地5
 申立人 三浦永津子
 本籍岐阜県恵那市岩村町886番地2、最後の住所岐阜県恵那市岩村町165番地、死亡の場所岐阜県恵那市、死亡年月日平成30年12月日時不詳、出生の場所岐阜県恵那郡岩村町、出生年月日昭和40年12月25日、職業無職
 被相続人 亡 川邊富士夫
 岐阜県多治見市栄町3-39國光・小川法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 國光 健宏
 催告期間満了日 令和8年9月17日
 岐阜家庭裁判所中津川出張所

令和7年(家)第6068号

神奈川県鎌倉市梶原2丁目2番6号
 申立人 大木 竜司
 本籍静岡県熱海市伊豆山649番地1、最後の住所静岡県熱海市伊豆山649番地の1、死亡の場所静岡県熱海市、死亡年月日平成30年3月21日、出生の場所静岡県田方郡熱海町、出生年月日大正12年10月26日、職業無職
 被相続人 亡 大木 和子
 静岡県沼津市御幸町19-3 長谷川ビル2階南 あおい総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 鈴木 悠起
 催告期間満了日 令和8年10月6日
 静岡家庭裁判所熱海出張所

令和7年(家)第4009・4016号

京都府舞鶴市宇女布791番地の7
 申立人 井ノ元由美
 大津市陽明町15番2号
 申立人 菊地さとみ
 本籍京都府舞鶴市字行永2687番地、最後の住所京都府舞鶴市字行永2687番地、死亡の場所京都府舞鶴市、死亡年月日推定令和6年12月21日、出生の場所京都府舞鶴市、出生年月日昭和35年11月10日、職業無職
 被相続人 亡 森本 正明
 京都府舞鶴市字南田辺43番地1 舞邦ビル3階富永・大西法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 富永 明
 催告期間満了日 令和8年9月25日
 京都家庭裁判所舞鶴支部

令和7年(家)第40543号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市役所
 申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之本籍神戸市西区神出町広谷167番地3、最後の住所神戸市西区神出町広谷167番地の3、死亡の場所兵庫県神戸市西区、死亡年月日平成26年10月14日、出生の場所兵庫県明石郡神出村、出生年月日昭和7年8月9日、職業不明
 被相続人 亡 金澤 久富
 神戸市中央区海岸通6番地 建隆ビルⅡ3階神戸パートナーズ法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 藤原 唯人
 催告期間満了日 令和8年9月25日
 神戸家庭裁判所

令和7年(家)第81710号

大阪府北区中之島1丁目3番20号
 申立人 大阪市
 本籍大阪府大阪市中央区瓦屋町2丁目13番地、最後の住所大阪府大阪市西成区天下茶屋2丁目18番1号、死亡の場所大阪府大阪市阿倍野区、死亡年月日令和2年2月23日、出生の場所香川県綾歌郡法興寺村、出生年月日昭和24年7月22日、職業不明
 被相続人 亡 山本 信勝
 大阪府北区角田町8番1号 大阪梅田ツインタワーズ・ノース34階
 相続財産清算人 弁護士 馬場光太郎
 催告期間満了日 令和8年10月14日
 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81737号

大阪府箕面市西小路4丁目6番1号
 申立人 箕面市
 本籍大阪府箕面市粟生間谷東5丁目1737番地の1、最後の住所不明、死亡の場所箕面市、死亡年月日平成19年6月27日、出生の場所大阪府三島郡豊川村大字栗生55番屋敷、出生年月日明治42年2月15日、職業不明
 被相続人 亡 浅川昌二郎
 大阪府北区中之島2丁目2番7号中之島セントラルタワー24階
 相続財産清算人 弁護士 葉野 彩子
 催告期間満了日 令和8年10月14日
 大阪家庭裁判所

令和8年(家)第80019号

大阪市北区菅栄町1番20—3F
申立人 株式会社ハウスプランニング
本籍大阪府寝屋川市下木田町11番、最後の住所不明、死亡の場所寝屋川市、死亡年月日平成16年11月7日、出生の場所宮崎県東臼杵郡岩脇村、出生年月日昭和9年2月23日、職業不明
被相続人 亡 大久保恒夫
大阪市北区西天満4—15—18プラザ梅新5階511号室
相続財産清算人 弁護士 村上奈緒子
催告期間満了日 令和8年10月16日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第877号

奈良県生駒市東新町8番38号
申立人 生駒市長 小紫 雅史
本籍奈良県生駒市小平尾町107番地38、最後の住所奈良県生駒市小平尾町107番地38、死亡の場所奈良県生駒市、死亡年月日平成24年7月11日、出生の場所愛知県名古屋市中区、出生年月日昭和11年12月12日、職業不明
被相続人 亡 大澤 信子
奈良県生駒市元町1丁目6—12生駒セイセイビル6階 生駒総合法律事務所
相続財産清算人 上崎 智代
催告期間満了日 令和8年10月16日
奈良家庭裁判所

令和8年(家)第48号

奈良県生駒郡三郷町立野南2丁目9番13—505号
申立人 特定非営利活動法人権利擁護支援センターななつぼし
本籍奈良県生駒郡平群町大字平等寺391番地、最後の住所奈良県生駒郡平群町大字平等寺36番地、死亡の場所奈良県生駒郡三郷町、死亡年月日令和7年9月21日、出生の場所奈良県生駒郡平群村、出生年月日昭和40年11月1日、職業無職
被相続人 亡 中屋まゆ文
奈良市西大寺南町8番33号奈良商工会議所会館1階弁護士法人ナラハ 奈良法律事務所
相続財産清算人 林 揚子
催告期間満了日 令和8年10月16日
奈良家庭裁判所

令和8年(家)第30013号

岡山市北区富田町2丁目13番12号コートサイドビル6階
申立人 吉野 夏己
本籍岡山県瀬戸内市邑久町庄田1128番地、最後の住所岡山県瀬戸内市邑久町庄田1128番地、死亡の場所岡山県瀬戸内市、死亡年月日令和7年6月1日、出生の場所岡山県邑久郡玉津村、出生年月日昭和16年1月9日、職業無職
被相続人 亡 有本 良高
事務所岡山市北区富田町2丁目13番12号コートサイドビル6階
相続財産清算人 弁護士 吉野 夏己
催告期間満了日 令和8年9月24日
岡山家庭裁判所

令和8年(家)第5010号

岡山市北区津高1226番地4
申立人 小野田和英
本籍岡山県総社市宍粟638番地、最後の住所岡山県総社市宍粟638番地、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日令和7年5月7日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和19年12月12日、職業無職
被相続人 亡 住田 清美
岡山市北区下中野246番地7 みやび102 岩田弘明司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 岩田 弘明
催告期間満了日 令和8年9月18日
岡山家庭裁判所倉敷支部

令和7年(家)第30229号

広島市中区上幟町3番20号KOLME上幟2階広島法律事務所
申立人 井上 明彦
本籍広島県庄原市山内町916番地5、最後の住所広島市安佐北区可部1丁目16番15—411号、死亡の場所広島県安芸高田市、死亡年月日令和6年4月26日、出生の場所朝鮮慶尚北道大邱府、出生年月日昭和9年3月9日、職業無職
被相続人 亡 藤谷 博義

事務所広島県東広島市西条岡町10番10号べに屋ビル203号
相続財産清算人 司法書士 山崎 弦太
催告期間満了日 令和8年9月25日
広島家庭裁判所

令和8年(家)第30009号

東京都中野区本町2丁目46番1号
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍広島市安佐北区上深川町444番地3、最後の住所広島市安佐北区上深川町444番地3 グレイス高陽1003号、死亡の場所広島県広島市安佐北区、死亡年月日令和7年3月21日ころから31日ころまでの間、出生の場所広島県世羅郡津名村、出生年月日昭和20年5月26日、職業不詳
被相続人 亡 杉内 利幸
事務所広島市中区上幟町2番47号
相続財産清算人 司法書士 金崎 文昭
催告期間満了日 令和8年9月16日
広島家庭裁判所

令和8年(家)第5001号

山口県周南市緑町1丁目47番地美重ビル2階
申立人 中坪 良子
本籍山口県下松市河内1725番地3、最後の住所山口県下松市大字河内1725番地3、死亡の場所山口県下松市、死亡年月日令和7年4月8日、出生の場所山口県下松市、出生年月日昭和18年7月1日、職業無職
被相続人 亡 原田 勇
山口県周南市緑町1丁目47番地美重ビル2階
相続財産清算人 弁護士 中坪 良子
催告期間満了日 令和8年9月30日
山口家庭裁判所周南支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第437号

神奈川県秦野市渋沢3—38—38
申立人 千田香奈衣
本籍東京都小金井市東町2丁目19番地、最後の住所神奈川県秦野市堀川275番地の3
不在者 佐藤 正八
昭和11年4月6日生
届出期間満了日 令和8年7月5日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第1812号

石川県金沢市三十苅町丁119番地3
申立人 最上 幸子
本籍石川県鳳珠郡能登町字小木十七字34番地、最後の住所石川県金沢市泉本町2丁目84番地3
不在者 北野 久雄
昭和28年2月2日生
届出期間満了日 令和8年6月10日
金沢家庭裁判所

令和7年(家)第876号

神奈川県横浜市瀬谷区宮沢2丁目24番地1 コズミックシティ南台第1 C—103号
申立人 飯干 麻美
本籍宮崎県西臼杵郡高千穂町大字下野776番地、最後の住所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字下野776番地1
不在者 田邊 幸美
昭和29年12月23日生
届出期間満了日 令和8年6月26日
宮崎家庭裁判所延岡支部

令和7年(家)第314号

沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良775番地1
申立人 伊敷 保
本籍沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納380番地、最後の住所沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納29番地
不在者 伊敷 和枝
昭和29年2月27日生
届出期間満了日 令和8年6月26日
那覇家庭裁判所沖縄支部

令和7年(家)第104号

茨城県ひたちなか市大字津田1876番地4
申立人 吉川 富雄
本籍茨城県筑西市島38番地1、最後の住所茨城県真壁郡下館町乙76番地
不在者 吉川 方子
昭和5年11月17日生
届出期間満了日 令和8年6月30日
水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年(家)第3735号

静岡県駿河区曲金6丁目8番5-2004号
申立人 荒谷 陽子
本籍静岡県磐田市西貝塚3674番地4、最後の住所横浜市神奈川区三沢下町29の24
不在者 荒谷 泰宏
昭和9年8月6日生
届出期間満了日 令和8年6月18日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第4586号

京都市南区東九条東山王町15-3 プラムヴィレッジ京都駅前505
申立人 森岡 永江
本籍兵庫県神戸市須磨区須磨浦通2丁目45番地、最後の住所大阪市西淀川区大和田4丁目7番30-703号
不在者 森岡 晃
昭和20年6月21日生
届出期間満了日 令和8年6月10日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第4859号

大阪府守口市藤田町5-3-10-401号
申立人 宇留賀 晃
本籍長野県安曇野市堀金三田1312番地1、最後の住所大阪市浪速区恵美須西3丁目15番12号
不在者 宇留賀 勝
昭和10年6月26日生
届出期間満了日 令和8年6月9日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第506号

熊本市北区麻生田2丁目13番7号
申立人 重浦 美鈴
本籍熊本県熊本市北区龍田3丁目2531番地227、最後の住所熊本市北区龍田3丁目19番12号
不在者 坂田あや子
昭和24年3月6日生
届出期間満了日 令和8年6月10日
熊本家庭裁判所

令和7年(家)第87号

大阪市生野区田島3-1-8
申立人 田中マツコ
本籍鹿児島県大島郡龍郷町浦390番地、最後の住所鹿児島県熊毛郡上屋久村大字吉田11番戸
不在者 新納喜祖重
昭和6年9月30日生
届出期間満了日 令和8年7月3日
鹿児島家庭裁判所屋久島出張所

失踪宣告

令和7年(家)第3510号

本籍東京都中野区白鷺2丁目814番地、最後の住所東京都練馬区南大泉6丁目11番9号
不在者 中村 謹也
昭和10年9月26日生
令和8年2月10日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第5752号

本籍奈良県高市郡高取町大字兵庫945番地、最後の住所不明
不在者 島田キクヲ
明治30年10月24日生
令和8年2月10日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第1624号

本籍神奈川県横浜市鶴見区岸谷4丁目1444番地、最後の住所神奈川県横浜市鶴見区岸谷4丁目30番23号
不在者 田中 徹
昭和36年4月21日生
令和8年2月10日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第289号

本籍兵庫県尼崎市中在家町1丁目107番地、最後の住所兵庫県尼崎市昭和北通5丁目153番地
不在者 分銅 富美
昭和20年11月17日生
令和8年2月7日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

令和7年(家)第527号

本籍北九州市小倉北区鍛冶町2丁目98番地、最後の住所不明
不在者 原 武雄
明治33年3月18日生
令和8年2月10日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

令和7年(家)第74号

本籍鹿児島県始良市加治木町小山田2833番地、最後の住所不明
不在者 川原 イカ
大正2年12月20日生
令和8年2月10日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所加治木支部裁判所書記官

令和7年(家)第81号

本籍沖縄県沖縄市胡屋2丁目40番地、最後の住所南洋群島サイパン島以下不詳
不在者 山田 智子
昭和18年5月以下不詳生
令和8年2月5日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所沖縄支部裁判所書記官

令和7年(家)第202号

本籍群馬県伊勢崎市福島町332番地17、最後の住所群馬県伊勢崎市福島町332番地17
不在者 久保田和男
昭和3年11月13日生
令和8年2月10日失踪宣告審判確定
前橋家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第189号

本籍埼玉県三郷市彦倉1丁目45番地、最後の住所千葉県松戸市千駄堀1720番地ワコーレ八柱102号
不在者 田中 秋彦
昭和48年9月15日生
令和8年2月6日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所松戸支部裁判所書記官

令和7年(家)第2725号

国籍インドネシア、最後の住所インドネシア以下不詳
不在者 ソウ ホング リアング
西暦1931年11月14日生
令和8年2月10日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第3347号

国籍メキシコ、最後の住所不明
不在者 ウチザトシヨキダ、エリカトシコ
西暦1949年12月21日生
令和8年2月11日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第171号

本籍神奈川県川崎市中原区小杉陣屋町1丁目608番地、最後の住所神奈川県相模原市中央区田名4636番地8
不在者 小崎 翼
昭和17年5月30日生
令和8年2月6日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所相模原支部裁判所書記官

令和7年(家)第324号

本籍北海道室蘭市海岸町2丁目46番地、最後の住所神奈川県相模原市小山702番地の2
不在者 三上 睦夫
大正8年1月18日生
令和8年2月6日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所相模原支部裁判所書記官

令和7年(家)第207号

本籍静岡県磐田市東新町3丁目1番、最後の住所静岡県磐田市東新町3丁目1番4号
不在者 中村 賢
昭和11年5月21日生
令和8年2月10日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所浜松支部裁判所書記官

令和7年(家)第2459号

本籍静岡県静岡市清水区島崎町122番地2、最後の住所大阪市西成区萩之茶屋1丁目3番23-1108号
不在者 梅田 浩
大正15年2月13日生
令和8年2月6日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第13号

本籍沖縄県石垣市字石垣393番地、最後の住所沖縄県石垣市字石垣393番地1
不在者 新城 修
昭和37年10月9日生
令和8年2月11日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所石垣支部裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年(家)第6655号

本籍新潟県北蒲原郡中条町大字富岡835番地、住所東京都新宿区中落合4-2-14F U R U S A K I B L D G 202
申立人(失踪者) 井上源一郎
昭和22年11月24日生
令和8年2月13日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第197号

本籍宮崎県都城市都原町7361番地、住所福岡県久留米市西町510番地医療法人社団堀川会堀川病院入院中
失踪者 米積 友樹
昭和48年11月27日生
令和8年2月13日失踪宣告取消審判確定
福岡家庭裁判所久留米支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(へ)第37号

横浜市中区常盤町2丁目10番地
申立人 合同会社HOC
代表者代表社員 小澤 亮太
権利を争う旨の申述の終期 令和8年1月28日
令和8年1月29日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 MV216748
金額 1,584,000円
支払期日 令和7年2月28日
支払地 東京都中央区
支払場所 株式会社三井住友銀行東京中央支店
振出日 令和6年12月27日
振出地 東京都港区
振出人 株式会社乃村工藝社 代表取締役社長
執行役員 奥本 清孝
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(へ)第2号

福岡県久留米市東町33番地の21
申立人 福岡酸素株式会社
代表者代表取締役 本間 雄一
権利を争う旨の申述の終期 令和8年1月23日
令和8年1月26日 八女簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 X87203
金額 1,039,835円
支払期日 令和7年11月30日
支払地 筑後市
支払場所 株式会社筑邦銀行筑後支店
振出日 令和7年7月31日
振出地 福岡県筑後市大字前津1566-2
振出人 株式会社石井熱錬 代表取締役 石井一磨
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(へ)第41号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

東京都葛飾区亀有3丁目15番13号丸井ビル2階
申立人 株式会社栄友ハウス
代表者代表取締役 飯嶋 辰雄
代理人支配人 村口 紘一

権利の届出の終期 令和8年2月10日
令和8年2月12日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録

1 所在 台東区西浅草二丁目 90番地
家屋番号 90番14
種類 店舗 共同住宅
構造 鉄骨造陸屋根4階建
床面積 1階 50.85平方メートル
2階 50.85平方メートル
3階 50.85平方メートル
4階 50.85平方メートル

2 登記年月日番号 東京法務局台東出張所昭和61年10月16日受付第22354号

3 登記した権利の内容
登記の目的 賃借権設定仮登記
原因 昭和61年7月17日設定
借賃 1月1㎡100円
支払期 毎月末日
存続期間 10年
特約 譲渡、転貸ができる
権利者 台東区鳥越二丁目5番6号
アキタヤ株式会社

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第78号

川崎市麻生区上麻生5丁目35番5号ハイツ柿生204
債務者 株式会社アイライブ
代表者代表取締役 野村 建三

1 決定年月日時 令和8年2月20日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渡部 源

4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前10時

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年(フ)第135号

東京都武蔵村山市中原3丁目25番地22
債務者 株式会社スニフトレーディング
代表者代表取締役 楠 惇

1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木 規央
4 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後1時45分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第209号

東京都日野市三沢46番地の10
債務者 GOOD FORTUNE株式会社
代表者代表清算人 高橋 榮次

1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小林 光明
4 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前11時45分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第9106号

東京都渋谷区松濤2丁目7-12-505
債務者 大竹マニエルこと アギレ オオタケホセ マニエル

1 決定年月日時 令和8年2月20日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高野 哲也
4 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月7日午前11時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第17号

群馬県太田市由良町875番地11
債務者 群馬福祉交通株式会社
代表者代表取締役 内田 親孝

1 決定年月日時 令和8年2月18日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小川 昌幸
4 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後2時30分

前橋地方裁判所太田支部

令和8年(フ)第61号

岡山市南区藤田656番地60
債務者 株式会社いぶぎの杜
代表者代表取締役 山本まりや

1 決定年月日時 令和8年2月20日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 福岡 亙
4 破産債権の届出期間 令和8年4月21日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前10時30分

岡山地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第75号

新潟市中央区姥ヶ山6丁目4番18号
債務者 株式会社イストクルー
代表者代表取締役 渡辺 彩夏

1 決定年月日時 令和8年2月24日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 原田 友紀
4 破産債権の届出期間 令和8年4月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午前10時40分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所民事部

令和8年(フ)第28号

青森県三戸郡田子町大字田子字風張26番地の21
債務者 有限会社小館
代表者代表取締役 小館 弘文

1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 立花 康雄
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午前11時40分
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和8年(フ)第21号

秋田市土崎港中央3丁目10番34号

債務者 有限会社イワイワイ

代表者取締役 三浦 淳良

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 史明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午後1時30分
秋田地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第78号

相模原市中央区相模原4丁目9番4号

債務者 フォレストビュー株式会社

代表者代表取締役 安達 学

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 眞木 康州
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午後1時30分
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第1417号

京都市上京区小川通今出川上る中小川町224番地

債務者 有限会社高岡織物

代表者代表取締役 高岡 文江

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石川 亮祐
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前10時30分
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1616号

京都府木津川市加茂町大野北出畑53番地2

債務者 有限会社LAMETEX

代表者代表取締役 六角 健次

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀 悠子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前10時
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年(フ)第157号

北海道北広島市西の里東4丁目11番地10

債務者 光源舎オートプロダクツ株式会社

代表者代表取締役 中島 輝司

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 浩士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後1時30分
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第49号

兵庫県丹波市氷上町成松305番地の2

債務者 有限会社青倉

代表者代表取締役 青倉 康宜

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大田 健司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後2時
神戸地方裁判所柏原支部

令和8年(フ)第12号

宮崎県延岡市北浦町宮野浦478番地1

債務者 株式会社いそ田

代表者代表取締役 磯田 勇樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 文美
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第3273号

横浜市都筑区仲町台2丁目10番30号 プロージットアズマⅢ 201

債務者 佐藤 郁

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 穴戸 留美
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月27日午前10時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第59号

静岡県伊豆の国市奈古谷1105番地の1

債務者 山田 京子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂部 利夫

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月23日午後3時

- 6 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年(フ)第1137号

東京都江東区東陽1丁目35-5 第3関根ビル201

債務者 隠岐商店こと 隠岐 登

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 梶谷 陽
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月30日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2657号

横浜市港北区新羽町2086番地1 ラフィーネメゾン203

債務者 宮下 雅史

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小山 昌人
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月13日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第226号

東京都青梅市本町201番地の18グリーンハイツ303

債務者 浦野 茂

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 健太
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月12日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第210号

東京都日野市三沢46番地の10

債務者 高橋 榮次

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 光明
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月14日午前11時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第62号

栃木県宇都宮市東宿郷3丁目4番22号 宇都宮東住宅303、前住所栃木県宇都宮市睦町4番7号グランドハイイツ陸町811

債務者 大関 崇浩

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 一星
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月22日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年(フ)第26号

千葉県山武市板中新田169番地15

債務者 松山 隆

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 牧野 宏信
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月28日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年(フ)第136号

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎347番地63カーサレノ201号

債務者 楠 惇

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 規央
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月2日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第33号

千葉県大網白里市北飯塚258番地8
債務者 西川 和磨

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 相田 敦史
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月15日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月8日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年(フ)第79号

川崎市麻生区上麻生5丁目35番5号 ハイッ柿生 204
債務者 野村 建三

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡部 源
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月9日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月8日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第117号

広島県江田島市江田島町中央4丁目20番22-102号、申立時の住所広島県江田島市大柿町大君3番地6
債務者 獅子谷典香

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 相原新太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前11時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
広島地方裁判所呉支部

令和8年(フ)第75号

福岡市中央区春吉2丁目9番25-711号
ラ・レジダンス・ド・レーヌ
債務者 下園まゆみ

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤本 考
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第83号

福岡市南区井尻3丁目28番36号
債務者 酒瀬川千春

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 出光 良彰
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第174号

福岡市博多区相生町3丁目1番1号 松岡コーポ 301号
債務者 河野将之介

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲家 淳彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第95号

福岡市博多区麦野4丁目38番1-902号 リアンシエルブルー雑餉隈ステーション、前住所大阪市東成区大今里西1丁目30番18-708号
債務者 大塚 公稀

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中田 佳孝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第114号

福岡市博多区博多駅前4丁目32番14-405号 M S Cビル
債務者 千葉マイケルシンジ

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉原俊太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第18号

群馬県太田市藤久良町79番地8、住民票上の住所群馬県太田市由良町875番地11
債務者 内田 親孝

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 昌幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第2540号

福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2758番地1 グラン・エルドール空港東 406号
債務者 太田 昇司

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 有満理奈子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第10号

福岡県春日市小倉4丁目49番地 オレンジハウス小倉201号
債務者 近藤 哲朗

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西森 正貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第12号

長崎県諫早市多良見町佐瀬2317番地3、前住所長崎県雲仙市吾妻町本村名198番地1 エムズガーデン205号
債務者 吉田 玲華(旧姓内海)

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 牟田 伊宏

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和8年(フ)第13号

長崎県大村市富の原2丁目562番地3 ファミーユ風B102
債務者 中川 愉介

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 湯川 優子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和8年(フ)第32号

栃木県日光市瀬尾528番地8、住民票上の住所栃木県真岡市上江連506番地1
債務者 野澤精密工業こと 野澤 孝広

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 純
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年(フ)第125号

福岡県太宰府市宰都1丁目1番12-301号
債務者 田中 義樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 日高 太一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第126号

福岡県太宰府市宰都1丁目1番12-301号
債務者 田中 佳奈

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 日高 太一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第150号

福岡市早良区有田1丁目26番16-405号 A
Gビル小田部
債務者 平田 正幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 恭輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第160号

福岡市西区北原2丁目31番39号
債務者 Free Style Noahこと
鬼塚 和枝

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋本誠太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第162号

福岡市東区香椎照葉5丁目1番12-405号
センターマークスタワー、前任所長崎県松浦
市志在町浦免1297番地1
債務者 祖川 順子

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平井 敬三
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第13号

宮崎県延岡市北浦町宮野浦565番地
債務者 磯田 勇樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 文美
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第561号

宮崎市大字芳士853番地 第6三蔵ビル402号
債務者 永里 浩通

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 大樹
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和8年(フ)第379号

大阪府豊中市曾根東町3丁目5番3-602号
債務者 植本 昌彰

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 戀田 剛
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間**

令和8年(フ)第60号

さいたま市大宮区大成町2丁目453番地1
大成ロースハイツ205号
債務者 澤村 聡

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第71号

埼玉県新座市東北2丁目14番16号 Casa
Trinity303号室
債務者 作 志野布

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第131号

埼玉県蕨市中央3丁目21番17号 若葉コーポ
204号
債務者 小川 博文

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第191号

埼玉県久喜市上内478番地 わし宮団地1街区23棟501号、旧住所埼玉県久喜市中里619番地3 ジュネス201
債務者 宮田 瑞樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第84号

埼玉県越谷市大沢3丁目13番17号 リアン
101
債務者 高橋 恵美(旧姓諏江)

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第668号

相模原市中央区相模原2丁目17番4号 フ
ラット相模305
債務者 佐藤 政宣

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年(フ)第47号

愛知県高浜市豊田町1丁目214番地13 (サ
ンティークカメツタⅢ201号)
債務者 生田 剛大

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第662号

大阪府和泉市箕形町1丁目4番62-407号
債務者 高木 敏行

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第663号

大阪府泉南郡岬町深日3073番地の210
債務者 K'sストアこと 小林 勇司

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年(フ)第19号

大阪府岸和田市畑町1丁目6番18-201号
債務者 福留 真美

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年(フ)第25号

大阪府岸和田市畑町2丁目2番6号 コート
ハウス東岸和田D-2
債務者 武内 拓也

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年(フ)第47号

大阪府泉佐野市中庄172番地の2
債務者 土尾紘太郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年(フ)第55号

大阪府和泉市幸3丁目6番53-203号
債務者 城村 玲子

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年(フ)第71号

大阪府岸和田市中井町2丁目6番43号
債務者 長瀧鉄筋工業こと 長瀧 達哉

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年(フ)第86号

大阪府泉南郡信達大苗代62番地 泉南一丘団地39棟102号
債務者 近畿保険事務所こと 大谷 貞祐

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年(フ)第92号

大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北3番地20-4-202号
債務者 白水 千優

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第2269号

北海道江別市大麻園町34番地 大麻園町団地16-501
債務者 菅原 祐一

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2629号

札幌市北区北28条西2丁目3番15-301号
債務者 榎 祐太

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2650号

札幌市北区新琴似2条12丁目15番10号
債務者 小森 鉄也

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2679号

札幌市東区北22条東20丁目2番8号
債務者 大矢 英彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2726号

札幌市南区常盤4条1丁目1番1号 うるおいの家芸術の森
債務者 西田 繁實

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2735号

札幌市北区屯田6条4丁目3番27号 アルカサル6番館105号
債務者 松本 幸恵(旧姓安田)

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第47号

札幌市東区東苗穂13条2丁目14番22-104号
債務者 谷向 賢典

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第53号

北海道恵庭市本町83番地
債務者 澤田まり子

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第79号

札幌市東区北34条東17丁目1番14-202号
債務者 白石亜由美(旧姓能登・相澤)

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第85号

札幌市中央区北4条東4丁目5番地97 ミカーサ札幌ステーション103号
債務者 水野 凜音

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第117号

札幌市豊平区豊平4条3丁目3番2-801号
債務者 武石 一成

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第130号

札幌市中央区南4条西15丁目3番16号 ハイ・リッツ12号
債務者 山本 瑞季

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第180号

札幌市東区北43条東15丁目1番32号
債務者 増本亜希子

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第27号

群馬県伊勢崎市昭和町3674番地 b`CAS
A伊勢崎I r e e-b o r n205、旧住所埼玉
県川越市石原町2丁目32番地4
債務者 新井 利男

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年(フ)第158号

東京都町田市小山町2658番地1
債務者 田屋 千里

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第200号

東京都東久留米市大門町2丁目12番4-206号
債務者 中西 規夫

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第207号

東京都青梅市勝沼2丁目390番地の2
債務者 森田 光美(旧姓田村)

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第763号

相模原市中央区矢部1丁目26番4号 ワコーレ矢部403
債務者 笹島智香子

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第371号

愛知県丹羽郡大口町下小口2丁目198番地2
STハイムⅢ202号
債務者 種村 直也

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年(フ)第1号

京都府福知山市宇畑中1095番地
債務者 玄川 政憲

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和7年(フ)第1270号

堺市堺区香ヶ丘町3丁5-22 Carpe
Diem堺205号室、住民票上の住所大阪府
泉南郡熊取町大久保東2丁目7番18号
債務者 星川 優果

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1290号

堺市中区深井中町1027番地 1号室
債務者 八尾 高史

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年(フ)第31号

大阪府河内長野市松ヶ丘中町1328番地の6
<大田文化201号>
債務者 玉井真理子

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年(フ)第67号

堺市西区津久野町3丁18番11号
債務者 松本 惠美

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年(フ)第120号

大阪府松原市上田3丁目9番13-502号
債務者 松浦 美子

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年(フ)第8号

香川県丸亀市柞原町79番地1 サンアイガーデンB210号、前住所香川県丸亀市川西町北366番地7
債務者 園田みづよ

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第90号

山形県鶴岡市湯野浜1丁目26番4号
債務者 奥山 美佳

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和8年(フ)第4号

山形県鶴岡市みどり町23番10-14号
債務者 齋藤 友紀

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和8年(フ)第25号

静岡県伊豆の国市大仁867番地 アネックス
コイデ 202号
債務者 橋本 誠

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年(フ)第55号

静岡県御殿場市中山257番地の1 シティ
ガーデン中山201、前住所静岡県御殿場市竈
1264番地の54 ベルエール御殿場A303
債務者 林 奈緒美

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年(フ)第6号

広島県福山市新市町大字常2347番地3
債務者 岸本 康弘

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午前9時50分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和8年(フ)第13号

広島県福山市新涯町6丁目10番14-6号
債務者 松浦由美子

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午前9時50分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和8年(フ)第27号

香川県高松市屋島西町1918番地14
債務者 井手上敏昭

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前9時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和8年(フ)第15号

鹿児島県鹿屋市田崎町2235番地37
債務者 加治みゆき

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和8年(フ)第981号

東京都中野区沼袋3丁目14-3-103
債務者 叶 雄太

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1014号

東京都練馬区早宮1丁目13-7-101
債務者 片山 茜

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1060号

東京都新宿区上落合3丁目14-12-201
債務者 森山 和子

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1064号

東京都品川区東品川1丁目34-8-101
債務者 米良真紀子

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1094号

東京都荒川区西尾久4丁目13-8-201
債務者 伊藤 晃位

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1095号

東京都足立区千住閑屋町12-5
債務者 阿部 真弓

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1099号

東京都足立区六町4丁目2-9-102
債務者 櫻井公仁彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1111号

東京都豊島区长崎3丁目20-8-202
債務者 北澤奈央実

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1114号

東京都足立区梅島2丁目13-17-101
債務者 阿部 マキ

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1117号

東京都板橋区大山東町13-2-201
債務者 熊岡 瑞稀

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1132号

東京都豊島区池袋4丁目3-6-401
債務者 梅林 富美

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4540号

大阪府豊中市庄内栄町3丁目14番23-402号、
申立時の住所大阪府豊中市庄本町2丁目9番10号

債務者 西本 潤也

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月15日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6731号
大阪府東淀川区瑞光1丁目3番17号 第二ハイツイゲル 302号
債務者 青木 紀彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月19日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第188号
大阪府門真市常称寺町27番20-308号

- 債務者 セントエルモの火こと 鳴海 慎也
- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
 - 5 免責審尋期日 令和8年5月15日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第388号
大阪府東大阪市横沼町1丁目5番4号 ゴールドハイツ 301号
債務者 矢野健太郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月22日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第487号
大阪府東住吉区矢田1丁目12番17-305号
債務者 石園 慎吾

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月19日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1070号
東京都板橋区高島平7丁目31-3-106

- 債務者 安彦 正
- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
 - 5 免責審尋期日 令和8年5月12日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1071号
東京都板橋区高島平7丁目31-3-106

- 債務者 安彦 臣子
- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
 - 5 免責審尋期日 令和8年5月12日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第8号
熊本県人吉市下原田町字荒毛1160番地 原田 団地2-3-3

- 債務者 横溝 文也
- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
 - 5 免責審尋期日 令和8年5月22日午前11時

熊本地方裁判所人吉支部

破産手続終結

令和6年（フ）第681号
千葉県柏市豊四季1008番地8 ピアインターレム-307号、開始決定時の住所千葉県我孫子市青山台3丁目1番33-203号 レアシス我孫子 プロムナードレジデンス
破産者 高木 祐輔

- 1 決定年月日 令和8年2月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（フ）第768号
長野県松本市小屋南1丁目35番11号 第一常福寺ハイツB-101、前住所千葉県柏市松葉町5丁目11番地の23
破産者 矢部布志夫

- 1 決定年月日 令和8年2月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和5年（フ）第79号
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲121番地4
破産者 有限会社中込商店

- 1 決定年月日 令和8年2月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

長野地方裁判所飯田支部

令和7年（フ）第172号
名古屋市名東区牧の原2丁目711番地
破産者 名古屋シュランク株式会社

- 1 決定年月日 令和8年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第239号
堺市美原区阿弥106番地6
破産者 株式会社TAKUMA防水

- 1 決定年月日 令和8年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和4年（フ）第192号
兵庫県姫路市野里203番地1
破産者 株式会社TERME

- 1 決定年月日 令和8年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

神戸地方裁判所姫路支部

令和6年（フ）第580号
兵庫県姫路市飾磨区下野田1丁目175番地
破産者 株式会社Willbahn

- 1 決定年月日 令和8年2月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

神戸地方裁判所姫路支部

令和6年（フ）第63号
兵庫県たつの市御津町室津1032番地の1
破産者 株式会社きむらや

- 1 決定年月日 令和8年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

神戸地方裁判所龍野支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和7年（フ）第1617号
福岡県福津市宮司浜3丁目30番15号
破産者 中村 武治

- 1 決定年月日 令和8年2月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年（フ）第2090号
福岡市城南区南片江6丁目8番13号
破産者 石井 孝幸

- 1 決定年月日 令和8年2月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1456号

福岡市中央区平尾4丁目4番22-408号 ウ
インスタージ平尾

破産者 リラクゼーション&アロママッサージ
トロワこと 岩淵三千恵

- 1 決定年月日 令和8年2月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2597号

名古屋市港区知多2丁目601番地 ウイング
コート106、住民票上の住所名古屋市南区東
又兵ヱ町3丁目7番地の1

破産者 山口 竜昭

- 1 決定年月日 令和8年2月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第86号

仙台市太白区中田町字前沖191番地の3 中
田前沖パークタウンF棟

破産者 及川 利昭

- 1 決定年月日 令和8年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第174号

埼玉県越谷市大字大杉95番地3

破産者 杉山 順子

- 1 決定年月日 令和8年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第198号

福岡県春日市小倉4丁目213番地 サファイ
アI

破産者 宮野 孝之

- 1 決定年月日 令和8年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第266号

福岡市東区塩浜1丁目36番58号、開始決定時
の住所福岡県糟屋郡新宮町下府3丁目18番10
号

破産者 藤井 城作

- 1 決定年月日 令和8年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1123号

福岡市中央区長浜1丁目4番45-501号 エ
フメゾン北天神

破産者 高野 将

- 1 決定年月日 令和8年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第103号

長崎県長崎市小ヶ倉町1丁目637番地2

破産者 高階 薫

- 1 決定年月日 令和8年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第3号

岩手県遠野市上郷町細越7地割32番地2

破産者 金濱 稔

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和7年(フ)第365号

新潟市南区赤渋716番地、前住所新潟市東区
太平3丁目271番地1

破産者 武藤 孝一

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第43号

愛知県岡崎市上地3丁目5番地9 コートピ
レヅみやび301、開始決定時の住所愛知県
岡崎市上地3丁目26番地17

破産者 深谷 貴之

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第23号

徳島県阿波市阿波町丸山115番地34、開始決
定時の住所徳島県美馬市脇町字東山1762番地
11

破産者 三宅 政信

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

**破産債権の届出期間及び一般
調査期日****令和7年(フ)第870号**

福岡市西区大町団地14番206号

破産者 石橋美由紀

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月21日午後3時
令和8年2月16日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第976号

福岡市東区唐原5丁目4番20-309号 フォ
ルトーナ九産大前

破産者 福永 洋子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月14日午後1時30
分

令和8年2月17日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1408号

沖縄県宜野湾市大山2丁目28番27号、前住所
福岡県太宰府市吉松2丁目4番16号

破産者 村上 研作

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月16日午前11時
令和8年2月17日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1311号

福岡県福津市上西郷525番地の3

破産者 松金 義晴

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月14日午前11時
令和8年2月17日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第113号

福岡県飯塚市下三緒178番地89

破産者 倉富 義憲

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月25日午後1時30
分

令和8年2月24日

福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第2059号

大阪市中央区瓦町4丁目3番8号

破産者 株式会社コーディネクス

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月23日午後1時50
分

令和8年2月20日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2038号

福岡市中央区清川3丁目2番9-203号 エンクレスト天神南1I1、前住所福岡市博多区博多駅前4丁目16番22-207号ピエラコート博多駅前、広島市中区大手町3丁目8番18-506号

破産者 後藤 明

- 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 一般調査期日 令和8年4月15日午前10時30分
令和8年2月17日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第5772号

大阪府四條畷市岡山2丁目19番16-303号
破産者 ローストポーク専門店BUBUこと高橋 直也

- 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 一般調査期日 令和8年5月28日午後1時30分
令和8年2月20日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第32号

徳島県美馬市脇町字拝原1131番地
破産者 株式会社MEI farm

- 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 一般調査期日 令和8年5月19日午前11時
令和8年2月24日 徳島地方裁判所美馬支部

令和7年(フ)第1777号

福岡市城南区別府6丁目6番21-306号 ふよう別府ハイツ、前住所福岡市城南区別府1丁目14番5号
破産者 鍋岡 修平

- 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 一般調査期日 令和8年4月27日午前11時30分
令和8年2月19日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第792号

北九州市小倉北区重住3丁目7番12号(第7エルザビル3F)
破産者 野口 茂樹

- 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 一般調査期日 令和8年5月15日午前10時30分
令和8年2月20日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第2099号

福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵416番地3 グレイジュガーデン 1103号

破産者 穴井 莉夏

- 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 一般調査期日 令和8年4月24日午後2時45分
令和8年2月20日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2416号

福岡市早良区有田5丁目4番14号、前住所福岡県三井郡大刀洗町大字上高橋1113番地1
ミコヴィータB-4

破産者 森 幸稀

- 破産債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 一般調査期日 令和8年5月19日午前10時30分
令和8年2月19日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2076号

埼玉県桶川市大字川田谷6420番地の1
破産者 深谷亜津沙

- 破産債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 一般調査期日 令和8年4月27日午後2時10分
令和8年2月18日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2109号

和歌山市西釘貫2丁目53番地 プレミール市駅805号、開始決定時大阪市此花区島屋6丁目2番100-2010号
破産者 山口 恵

- 破産債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 一般調査期日 令和8年5月18日午後1時50分
令和8年2月20日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年(フ)第325号

宮崎市大字恒久4107番地25 ベルクレスト恒久A号、前住所宮崎市恒久1丁目8番地2
鶴田第3コーポ303号

破産者 石黒伊津子

- 異議申述期間 令和8年4月7日まで
令和8年2月24日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第347号

宮崎市福島町亀ノ甲2790番地7、前住所宮崎市恒久2丁目8番地18
破産者 吉田 潤

- 異議申述期間 令和8年4月7日まで
令和8年2月24日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第406号

宮崎県下北方町横小路5910番地18
破産者 新名 輝夫

- 異議申述期間 令和8年4月7日まで
令和8年2月24日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第503号

宮崎市祇園3丁目176番地2、前住所宮崎市鶴島1丁目7番12号 Usagi-BLD 301号
破産者 鈴木 孝己

- 異議申述期間 令和8年4月7日まで
令和8年2月24日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第1632号

大阪市旭区中宮2丁目7番8号 レオパレスKKS中宮 305、前住所島根県益田市上黒谷町319番地
破産者 豊田 正施

- 異議申述期間 令和8年4月17日まで
令和8年2月20日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5605号

大阪府豊中市服部本町2丁目7番17-306号
破産者 三井 大平

- 異議申述期間 令和8年4月21日まで
令和8年2月24日

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算開始

令和8年(ヒ)第2001号

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際ビル4階415A
清算株式会社 鵜株式会社
代表清算人 宮原 一東

- 決定年月日 令和8年2月18日
- 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第2070号

東京都品川区西五反田2丁目12番3号
清算株式会社 株式会社ニューロ

- 決定年月日 令和8年2月17日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第2071号

東京都品川区西五反田2丁目12番3号 第一誠実ビル8F
清算株式会社 株式会社d2connect

- 決定年月日 令和8年2月17日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第10004号

仙台市泉区山の寺1丁目39番40号
清算株式会社 株式会社ユニ・メディア

代表清算人 猪岡 英生

- 決定年月日 令和8年2月18日
- 主文 次の協定を認可する。
協定

清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、残余資産から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。ただし、1円未満の端数は切り捨てる。

各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した金額につき、協定債権にかかる利息及び遅延損害金を含めその債務を全額免除する。

第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、1円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

(別紙省略)

以上

仙台地方裁判所第4民事部

令和 7 年 (七) 第 2074 号

東京都葛飾区東金町 3 丁目 4 番 6 号
清算株式会社 株式会社 T T S
代表清算人 飯野 龍介

- 1 決定年月日 令和 8 年 2 月 17 日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

1 定義

本協定案において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。

2 協定債権の免除

各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権 (特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。)の全額につき、その債務を免除する。

3 新たな財産が発見された場合の取扱い

前記 2 記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であつて、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて協定債権者に対して弁済する。この場合、前記 2 に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年 (七) 第 2078 号

東京都千代田区麹町 4 丁目 3 番 29 号 V O R T
紀尾井坂 6 階
清算株式会社 N K 管財株式会社
代表清算人 佐藤 英人

- 1 決定年月日 令和 8 年 2 月 18 日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

1 協定債権の権利変更

協定債権 (以下当該債権に係る債権者を「協定債権者」という) については、以下のとおり権利変更を受ける。

(1) 債権債務の確認

N K 管財株式会社 (以下「会社」という) が各協定債権者に対し負担している令和 7 年 4 月 30 日時点の債権元本、利息及び遅延損害金の合計額は、別紙協定案別表の「債権額」欄記載の額であることを確認する。

以上

東京地方裁判所民事第 20 部

(2) 協定債権者に対する弁済

会社は、協定債権者萩原義数、萩原啓子及び萩原正数を除く各協定債権者 (以下「本協定債権者」という) に対し、本協定の認可決定日から 2 か月以内に、別紙協定案別表の「弁済額」欄記載の金員を支払う。

(3) 本協定債権者による債務免除

本協定債権者は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、当該弁済がなされた日に、会社に対するその余の債務を免除する。

(4) その他の協定債権者による債務免除

協定債権者萩原義数、萩原啓子及び萩原正数は、本協定の認可決定が確定したときは、会社が協定債権者萩原義数、萩原啓子及び萩原正数に対して負担する一切の債務を免除する。

(5) 新たな財産が発見された場合の追加弁済

会社は、前記 (2) の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、本協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定案別表の「配当基準額」欄記載の金額割合に応じて支払う。この場合においては、前記 (3) の規定により会社が受けた残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

2 弁済の方法

(1) 支払の方法

協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、本協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は会社の負担とする。

(2) 弁済額計算における端数の処理

協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる 1 円未満の端数は切り捨てる。

(3) 本協定債権者の弁済受領不能等

会社は、本協定債権者の住所変更等やむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。

(別紙省略)

以上

令和 7 年 (七) 第 3030 号

大阪市淀川区西中島 4 丁目 2 番 8 号
清算株式会社 グローバルスタイル株式会社
代表清算人 大津 和士

- 1 決定年月日 令和 8 年 2 月 18 日
- 2 主文 本件協定を認可する。

協定

第 1 弁済及び免除

1 清算株式会社は、本協定認可決定確定日から 1 ヶ月以内に、別紙弁済額一覧表記載の協定債権者に対し、別紙弁済額一覧表の「弁済額」記載の金員を弁済する。本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

2 協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、別紙弁済額一覧表記載の協定債権額 (元本) に利息及び遅延損害金を加えた額から弁済額を控除した残額を免除する。

第 2 残余財産発見時の追加配当

第 1・1 の規定による弁済後、清算株式会社は、新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これをすみやかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額 (元本) の割合に応じて弁済する。この場合、第 1・2 の規定による各残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

(別紙省略)

以上

大阪地方裁判所第 6 民事部

再生手続開始**令和 7 年 (再) 第 7 号**

名古屋市守山区喜多山南 8 番 22 号
再生債務者 秋山 隆

- 1 決定年月日時 令和 8 年 2 月 17 日午後 5 時
- 2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 3 月 17 日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和 8 年 4 月 7 日から令和 8 年 4 月 14 日まで

名古屋地方裁判所民事第 2 部

小規模個人再生による再生手続開始**令和 8 年 (再イ) 第 5 号**

埼玉県川越市新宿町 4 丁目 10 番地 25 (アーバンヒルズ 403 号室)

再生債務者 齊藤 法信

- 1 決定年月日時 令和 8 年 2 月 19 日午後 5 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 3 月 12 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 3 月 23 日から令和 8 年 4 月 1 日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和 8 年 (再イ) 第 4 号

札幌市豊平区平岸 3 条 6 丁目 5 番 6-2 号
カーサアクア 105 号

再生債務者 立野 翼

- 1 決定年月日時 令和 8 年 2 月 20 日午後 1 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 3 月 13 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 3 月 27 日から令和 8 年 4 月 3 日まで

札幌地方裁判所民事第 4 部

令和 8 年 (再イ) 第 15 号

千葉県市原市千種 7 丁目 12 番地 15 シーサイドコート A 202 号

再生債務者 中川 斉

- 1 決定年月日時 令和 8 年 2 月 20 日午後 5 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 3 月 13 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 3 月 27 日から令和 8 年 4 月 10 日まで

千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係

令和 7 年 (再イ) 第 364 号

名古屋市港区新茶屋 5 丁目 916 番地
再生債務者 吉田 健人

- 1 決定年月日時 令和 8 年 2 月 20 日午後 3 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 3 月 13 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 3 月 23 日から令和 8 年 3 月 30 日まで

名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和8年（再イ）第5号

名古屋市昭和区元宮町5丁目43番地の1 吉田アパート3F

再生債務者 舟橋 広三

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第79号

茨城県笠間市美原2丁目8番38-8号

再生債務者 宮城 裕亮

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月20日まで

水戸地方裁判所

令和7年（再イ）第338号

福岡市早良区原団地36番305号

再生債務者 平井 駿児

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第6号

福岡県筑紫野市美しが丘南3丁目417番地165

再生債務者 平野 聖和

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後1時15分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第19号

札幌市豊平区月寒東3条7丁目4番3-302号

再生債務者 堀川 源太

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月7日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第35号

神奈川県厚木市三田2丁目19番6号

再生債務者 吉岡 英樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月7日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第121号

岡山市北区奥田1丁目7番10号 203号

再生債務者 坂本 ゆり

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月6日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（再イ）第12号

岡山市北区平田353番地2 サンハイツ白石2棟201

再生債務者 上坂 恭之

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月6日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第53号

愛媛県松山市湊町3丁目1番地2 ロージュ湊町601号

再生債務者 山崎 友雅

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月24日から令和8年3月31日まで

松山地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第322号

福岡市東区箱崎3丁目8番22-1209号 モア・フィールド箱崎II

再生債務者 井手伊津子

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月24日から令和8年3月31日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第352号

福岡市城南区堤1丁目32番4-3号 パークサイドテラス12B

再生債務者 中園 智貴

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月24日から令和8年3月31日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第23号

福岡市早良区原8丁目31番6-302号 プレジデント白水II

再生債務者 遠藤 裕治

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月24日から令和8年3月31日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第58号

長崎県長崎市橋口町11番18号

再生債務者 深堀 浩

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月21日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年（再イ）第16号

岩手県奥州市江刺玉里字稲荷崎113番地

再生債務者 平野 敏弘

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月16日まで

盛岡地方裁判所水沢支部

令和8年（再イ）第6号

新潟県柏崎市西山町田沢985番地

再生債務者 新保 佳祐

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月23日まで

新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和7年（再イ）第23号

岐阜県美濃加茂市加茂野町稲辺107番地2

再生債務者 ハーズ通信こと 岡島 弘明

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月3日まで

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年（再イ）第569号

大阪府茨木市城の前町1番21-1116号

再生債務者 片岡 弘樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月9日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（再イ）第10号

神戸市兵庫区小山町3番9号

再生債務者 酒井 秀樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月9日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和8年(再イ)第14号

神戸市長田区長田天神町3丁目1番1-502号

再生債務者 山田 葉子

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月9日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第70号

盛岡市館向町28番35号

再生債務者 及川祐美子

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年(再イ)第4号

茨城県水戸市吉沢町790番地の6

再生債務者 久保田佳伸

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月24日まで

水戸地方裁判所

令和7年(再イ)第28号

茨城県坂東市弓田2146番地4

再生債務者 張替 政宏

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月24日まで

水戸地方裁判所下妻支部

令和8年(再イ)第4号

栃木県小山市暁2丁目2番27号

再生債務者 玉野 幸子

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月13日まで

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和8年(再イ)第39号

東京都大田区西蒲田1-21-6

再生債務者 武重 陸生

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月24日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第41号

東京都板橋区坂下3-12-25-311

再生債務者 清野 雅幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月24日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第48号

東京都台東区日本堤1-20-6-501 レ
ビュア南千住レジデンスII

再生債務者 田中耕三郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月24日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第1号

新潟県胎内市西条602番地67 阿部謙仁方

再生債務者 阿部 洋士

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月24日まで

新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(再イ)第31号

岐阜県可児市光陽台7丁目73番地

再生債務者 杉谷 恒子

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月3日まで

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年(再イ)第503号

大阪市西成区橋2丁目2番17号

再生債務者 大西 朗史

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月10日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第9号

大阪府寝屋川市黒原橋町15-21-305 (住民
票上の住所 大阪府守口市大久保町4丁目33
番14号)

再生債務者 岡本 愛

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月10日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第33号

大阪生野区新今里3丁目15番5-404号

再生債務者 中込 敦

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月10日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第40号

広島市中区小網町7番22-1002号

再生債務者 山下 健司

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月10日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和8年(再イ)第11号

広島市西区横川新町8番22-302号

再生債務者 米沢 正史

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月10日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和8年(再イ)第1号

広島県呉市阿賀北6丁目2番15-203号

再生債務者 小笹 弥生

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月10日まで

広島地方裁判所呉支部

令和8年(再イ)第32号

福岡市東区松島3丁目20番8-1101号 S-
F O R T箱崎東

再生債務者 石橋 義広

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月3日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第15号

熊本県八代市豊原下町4242番地1

再生債務者 山下 良子

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月10日まで

熊本地方裁判所八代支部

令和7年（再イ）第41号

北海道旭川市春光台3条7丁目5番地の15
再生債務者 三野宮康博

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで

旭川地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第49号

北海道旭川市忠和3条5丁目13番19号
再生債務者 高桑小百合

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで

旭川地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第56号

岩手県滝沢市穴口417番地6 サラ・クレアールA201号
再生債務者 佐藤 雅巳

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月21日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年（再イ）第2号

山形県天童市大字千布277番地8
再生債務者 佐藤 茜

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月21日まで

山形地方裁判所民事部

令和8年（再イ）第1号

群馬県伊勢崎市連取元町218番地7
再生債務者 片岡 宏之

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月28日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（再イ）第13号

群馬県桐生市新里町新川55番地
再生債務者 根岸 和樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月28日まで

前橋地方裁判所桐生支部

令和8年（再イ）第8号

新潟市中央区大島124番地13
再生債務者 小林 光成

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月28日まで

新潟地方裁判所民事部

令和8年（再イ）第9号

富山県砺波市鷹栖1824番地10
再生債務者 河原崎鉄平

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月7日まで

富山地方裁判所高岡支部

令和8年（再イ）第1号

和歌山県新宮市佐野1358番地の13
再生債務者 西村 数高

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月14日まで

和歌山地方裁判所新宮支部

令和8年（再イ）第1号

山口県宇部市沼3丁目5番1号
再生債務者 清水 勇

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月7日まで

山口地方裁判所宇部支部

令和8年（再イ）第1号

徳島県小松島市和田島町字遠見85番地
再生債務者 眞田 由美

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで

徳島地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第130号

北九州市八幡西区光明1丁目10番16号
再生債務者 柿本 義隆

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月7日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（再イ）第132号

福岡県中間市通谷2丁目8番20号
再生債務者 山口 洋平

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月6日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（再イ）第87号

熊本県上益城郡益城町大字福富751番地1
ウエルトII101号
再生債務者 野田 和光

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（再イ）第14号

熊本県八代市新浜町1番1号（転入前住所）
熊本県球磨郡湯前町3547番地2
再生債務者 山本 正浩

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで

熊本地方裁判所八代支部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和7年（再イ）第224号

北海道千歳市富士4丁目2番6号 リトルフォーレストV102号
再生債務者 松山 基

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
令和8年2月20日

札幌地方裁判所民事第4部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和8年（再口）第1号

千葉県山武郡横芝光町鳥喰新田546番地1
再生債務者 佐藤 大

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月10日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年（再口）第4号

北海道旭川市南7条通26丁目567番地の62
再生債務者 石田 晃康

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで

旭川地方裁判所民事部

**給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取****令和7年（再口）第12号**

埼玉県新座市栗原3丁目1番18号 光和ハイ
ツ203号室

再生債務者 安達 友紀

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月
26日付け再生計画案

2 書面で意見を述べるができる事項 民事
再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和8年3月13日まで
令和8年2月20日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年（再口）第4号

岡山県倉敷市大島154番地1 プレジール大
島B-203

再生債務者 伊藤 諒（旧姓大山）

1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月
16日付け再生計画案

2 書面で意見を述べるができる事項 民事
再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月24日 岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年（再口）第1号

北海道河東郡音更町ひびき野東町2丁目7番
地 A棟

再生債務者 片岡 裕樹

1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年1月
30日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事
再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和8年3月23日まで
令和8年2月24日

釧路地方裁判所帯広支部再生係

**給与所得者等再生による再生
計画認可****令和7年（再口）第1号**

岩手県宮古市藤の川6番10号

再生債務者 出雲 正一

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年2月13日までの意見聴
取期間が経過した再生計画には、民事再生法に
定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年2月18日 盛岡地方裁判所宮古支部

令和7年（再口）第9号

名古屋市中川区戸田4丁目2304番地

再生債務者 小塚 仁詞

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年2月13日までの意見聴
取期間が経過した再生計画には、民事再生法に
定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年2月20日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再口）第4号

大分市南太平寺3丁目6番29 ラポール羽屋
101（住民票上の住所）大分市畑中4丁目7
番71号

再生債務者 森 健

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年2月13日までの意見聴
取期間が経過した再生計画には、民事再生法に
定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年2月20日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**所有者不明土地管理命令に関
する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地につい
て所有者不明土地管理命令の申立てがあったの
で、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管
理命令をすることについて異議があるときは、届
出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をして
ください。届出がないときは、上記の管理命令が
されることとなります。

令和7年（チ）第15号

熊本県玉名市高瀬365番地

申立人 西光寺

住所 不明

（不動産登記記録上の住所）玉名市高瀬368
番地

所有者 亡西居法専相続財産（亡西居弘誓相続
財産）

届出期間満了日 令和8年4月13日

令和8年2月18日 熊本地方裁判所玉名支部
（別紙）物件目録

1 所在 熊本県玉名市高瀬字横町

地番 366番

地目 境内地

地積 423平方メートル

2 所在 熊本県玉名市高瀬字横町

地番 368番

地目 境内地

地積 833平方メートル

3 所在 熊本県玉名市高瀬字横町

地番 370番1

地目 宅地

地積 96.18平方メートル

4 所在 熊本県玉名市高瀬字横町

地番 370番2

地目 宅地

地積 89.19平方メートル

5 所在 熊本県玉名市高瀬字横町

地番 367番

地目 境内地

地積 892平方メートル

令和7年（チ）第14号

東京都中央区銀座6丁目15番1号

申立人 株式会社ジェイウインド

住所・居所 不明

不動産登記記録表題部所有者 亀井 和平

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）津久見市大字四

浦1524番地

所有者 川野葛治郎

住所・居所 不明

不動産登記記録表題部所有者 川野葛治郎

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）津久見市大字四

浦176番地

所有者 竹尾 コト

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）津久見市大字四

浦1704番地

所有者 竹尾 虎太

住所・居所 不明

不動産登記記録表題部所有者 野田 友吉

住所・居所 不明

不動産登記記録表題部所有者 松尾谷五郎

住所・居所 不明

不動産登記記録表題部所有者 森口 大作

住所・居所 不明

不動産登記記録表題部所有者 石井喜太郎 外

24名

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）津久見市大字四

浦1548番地

所有者 仲谷 恵一

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）津久見市大字四
浦127番地

所有者 浜田 庄吉

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）津久見市大字四
浦172番地

所有者 石井 金松

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）大分市都町1丁
目2番23号

所有者 平尾 幸子

届出期間満了日 令和8年4月24日

令和8年2月19日 大分地方裁判所

（別紙）物件目録

1 所在 津久見市大字四浦字荒代

地番 695番

地目 山林

地積 446平方メートル

（表題部所有者 亀井 和平）

2 所在 津久見市大字四浦字中ノ浦

地番 1192番

地目 山林

地積 1097平方メートル

（所有者 川野葛治郎）

3 所在 津久見市大字四浦字中ノ浦

地番 1180番

地目 畑

地積 644平方メートル

（表題部所有者 川野葛治郎）

4 所在 津久見市大字四浦字大峯

地番 1321番

地目 山林

地積 347平方メートル

（所有者 竹尾 コト）

5 所在 津久見市大字四浦字大峯

地番 1293番

地目 山林

地積 158平方メートル

（所有者 竹尾 コト）

6 所在 津久見市大字四浦字中ノ浦

地番 1196番

地目 山林

地積 59平方メートル

（所有者 竹尾 コト）

- 7 所在 津久見市大字四浦字大塚
地番 1270番
地目 山林
地積 128平方メートル
(所有者 竹尾 虎太)
- 8 所在 津久見市大字四浦字大塚
地番 1292番
地目 山林
地積 128平方メートル
(表題部所有者 野田 友吉)
- 9 所在 津久見市大字四浦字大塚
地番 1298番
地目 畑
地積 99平方メートル
(表題部所有者 松尾谷五郎)
- 10 所在 津久見市大字四浦字大塚
地番 1303番
地目 畑
地積 89平方メートル
(表題部所有者 森口 大作)
- 11 所在 津久見市大字四浦字大塚
地番 1327番
地目 山林
地積 41.45平方メートル
(表題部所有者 石井喜太郎 外24名)
- 12 所在 津久見市大字四浦字中ノ浦
地番 1198番
地目 山林
地積 79平方メートル
(所有者 仲谷 憲一)
- 13 所在 津久見市大字四浦字大塚
地番 1323番
地目 山林
地積 102平方メートル
(所有者 浜田 庄吉)
- 14 所在 津久見市大字四浦字大谷
地番 2663番
地目 保安林
地積 310平方メートル
(所有者 石井 金松)
- 15 所在 津久見市大字四浦字久保泊
地番 2708番2
地目 保安林
地積 495平方メートル
(所有者 平尾 幸子)
- 16 所在 津久見市大字四浦字久保泊
地番 2732番
地目 保安林
地積 1190平方メートル
(所有者 平尾 幸子)

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別添物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(子)第16号

熊本県玉名市高瀬365番地

申立人 西光寺

住所 不明

(不動産登記記録上の住所) 玉名市高瀬368番地

所有者 亡西居法専相統財産(亡西居弘智相統財産)

届出期間満了日 令和8年4月13日

令和8年2月18日 熊本地方裁判所玉名支部(別紙) 物件目録

1 所在 玉名市高瀬字横町368番地

家屋番号 368番

構造 木造瓦葺平家建

床面積 219.83平方メートル

附属建物

符号 1

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 36.36平方メートル

会社その他の公告

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社二瓶(住所福島県会津若松市新横町四番一三三号)に対して当社の事業に関する権利義務を承継させることになりましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和八年一月一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月四日

福島県会津若松市新横町四番一三三号

有限会社二瓶商店

代表取締役 二瓶 浩一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することになりました。

効力発生日は令和八年四月九日であり、組織変更後の商号は株式会社Relateとします。

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月四日

栃木県宇都宮市駒生町一〇六一一七

合同会社Relate

代表社員 渡辺 友輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することになりました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社旭とします。

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月四日

埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目一〇

合同会社旭

代表社員 上澤恵理子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することになりました。

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月四日

東京都新宿区大久保二丁目三番一八号

合同会社オンザエッジ

代表社員 山内 勇人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することになりました。

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月四日

東京都新宿区西新宿三丁目九番七号フロア

ティアア新宿タワーオフィス三階

代表社員 鈴木大二郎

合同会社KIV Welfare会館飯能

代表社員 金井 滋

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することになりました。

効力発生日は令和八年四月七日であり、組織変更後の商号は株式会社CYKLUUSとします。

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月四日

神奈川県横浜市中区常盤町三丁目三〇番一

合同会社CYKLUUS

代表社員 平田 健夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することになりました。

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月四日

広島市中区鞆町一三番一五号新広島ビル

UNICORE合同会社

代表社員 山本 多恵(石原多恵)

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することになりました。

組織変更後の商号はあおきコンサルティング株式会社とします。

効力発生日は令和八年四月六日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年二月二十五日に終了しております。

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月四日

福岡市博多区博多駅前一丁目二三番二三号

レゼルグループ合同会社

代表社員 青木 大翔(三浦 大翔)

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千二十万円減少し九百八十万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月四日

埼玉県飯能市本町一九番一三三

合同会社KIV Welfare会館飯能

代表社員 金井 滋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百三十四万四千円減少することにいたしました。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し五千万円とすることにいたしました。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少することにいたしました。

資本金の額の減少公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月十九日を基準日と定め、同日午後六時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年六月頃開催予定の臨時株主総会における議決権行使できる株主と定めましたので公告します。

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

限定承認公告

本籍東京都港区赤坂二丁目一番地、最後の住所茨城県古河市鴻巣七六九番地一四五

出資一口の金額の減少公告

当組合は、出資一口の金額を十万円から一万円とすることにいたしました。

優先資本の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九九条に基づき、優先資本の額を一億三千三百万円減少することにいたしました。

訂正公告

令和八年二月二十九日掲載の被相続人 亡 畑瀬 一武に係る限定承認公告中、被相続人の本籍、最後の住所及び相続財産清算人の住所中「大字小福川」とあるは「大字小副川」の誤りにつき、それぞれ訂正します。

訂正公告

令和八年二月二十七日(号外第四十一号)掲載の(甲)伊藤建設株式会社と(乙)伊藤ビル株式会社に係る合併公告及び決算公告(稗組)中、乙の決算公告の資本剰余金の内訳「その他利益剰余金」とあるは「その他資本剰余金」の誤りにつき訂正します。

訂正公告

令和八年三月四日 東京都港区虎ノ門五丁目一番四号 Plutto 特定目的会社 取締役 福永 隆明

訂正公告

令和八年三月四日 東京都港区高輪二丁目一四番二五号の誤りにつき訂正いたします。

訂正公告

令和八年三月四日 佐賀県佐賀市富士町大字小副川五九二二三番地第一 相続財産清算人 畑瀬 勝旭

訂正公告

令和八年三月四日 愛知県安城市三河安城本町二一〇一七 錦見ビル五F-A 愛知技術革新協同組合 代表理事 鈴木 高伸

訂正公告

令和八年三月四日 北越産業株式会社 代表取締役 渡邊 秀照

訂正公告

令和八年三月四日 株式会社コトブキ 代表取締役 上木 博登

訂正公告

令和八年三月四日 株式会社Z POWER 代表取締役 谷田 勝巳

正誤

ページ段 行 誤 正

令和八年二月二十一日官庁報告欄法務省告示配第五号(日本国に帰化を許可する件) (原稿誤り)

九ページ二段終りから一行目から一〇行目までを削除する。